

昭和四十七年五月二十五日(木曜日)
午前十時二十六分開会

米協同組合整備促進法を廃止する等の法律案

二、(一)

る法律案、漁業協同組合整備促進法を廃止する等

の法律案及び中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

この際、参考人の出席要求についておはかりいたします。

三案審議のため、日本鉄道建設公団の役職員を参考人として出席を求めるとし、その取り扱いについては委員長に御一任を願いたいと存じます。異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(高橋雄之助君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高橋雄之助君) それでは前回に引き続き、これより三案の質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○宮崎正義君 いま委員長のほうからお話ありました中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案、漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案、また漁港法の一部を改正する法律案、この漁業三法の改正案が出ておりますが、改正案を次から次へと時代によって改められていくのは当然であります。その基盤となるものはいまだに申し上げるまでもなく漁民の生活を、漁業に携わる人たちの生活を、この基本から出ていかなければ当然ならないと思うわけであります。

そこで、このおのの三法に入る前に、私は昭和四十五年度の漁業総生産量が九百三十一万五千トンと、史上始まって以来の漁獲量であったというわけでありますが、これをまた手放しでどうも喜んでおるようなわけにはまいらない。特に、従来まであったのだと思いますが、新しい問題として四十六年、四十七年、今日に及びまして大きな問題となっているのが、産業優先の副産物としての魚介類からPCBが検出されてきているということでありまして、この問題も一昨日の当委員会においても論じられてきているわけであります。こういうことから、それらの汚染が沿岸から沖合

いへと広がりつつありますが、こうした中で国民の水産物に対する需要は年々増加してきております。これは否定するわけにもまいりませんし、こうした中で、公害の問題等が起きている中で、生産量といましても、やはり輸入水産物がだんだんとふえてきております。こういう現状である日本水産物の位置というものが、たいへん重要な岐路に私はいま立っていると思っております。特に、今度の中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案等の中小漁業や大漁業に比しての沿岸漁業の生産性というものは、まだたいへん低くもあります。まず、公害に侵されているということも同じ問題として取り上げられるわけであります。資源問題にいたしましても、また労働問題等々、取り巻く環境条件というものはだんだんだんだん年々きびしいものになってきております。そうした中で、私は、四月の十三日に水産問題を、当委員会におきまして、全国的な沿岸漁業の被害状況を指摘しながら、日本沿岸漁民に対する政府の考え方を聞き取ったわけであります。日本水産物の九〇%を縮めるといふものは、これは沿岸漁業によるというところは明らかであります。それらがほとんど海洋汚染による汚染とそれに伴う資源状態というものが悪化していき、これに対処して、どういうふうにして沿岸漁業またはその漁業組合の携わっている人たちに對して、政府は今後どのような方針を根本的に進めながら対策をしようとするのか。まず日本列島全地域における海洋汚染の漁場の環境保全をどう考えていこうとするのか、この二つの点を最初に伺っておきたいと思っております。

○政府委員(太田康二君) わが国の沿岸漁業を取り巻く環境が、臨海地帯の工業化とか、都市化に伴いますところの公害の増加、あるいは御指摘のごさいますような若年労働力の流出、こういったさきわめてきびしい現実にあることは、御指摘のとおりでございます。私も水産行政をおおずかりする者として、やはり水産行政のねらいは、一つは国民の必要といたしますところ

の食糧、特に動物性たん白を安定的に供給するということと、当該産業に従事する漁業従事者の所得並びに生活水準の確保をはかることにあるわけでございます。なにかんなく沿岸漁業に携わる従事者が、たいへん数が多いわけでございますし、経営体の中でも九〇%以上はおおむねという実態にあるわけでございます。沿岸漁業につきましても、やはり私どもいたしましては、その近代化をはかりまして、生産性向上によりまして、いま申し上げたような水産行政のねらいを達成をいたしたいということを考えておるのでございます。

そこで、現在、私もが沿岸漁業の振興として取り上げております問題は、一つは、漁港等の漁業生産基盤を整備する、二番目に、栽培漁業の推進等によりまして、水産資源の保護、培養対策を実施する、それから第三に、これまた御指摘がございましたが、漁業公害対策を強化をいたしまして、少なくとも各種公害立法の厳正な運用によりまして、いま以上の漁場の条件の悪化を防ぎつつ、一方生産力の低下した漁場につきましても、漁場の復旧事業を実施するといふ形で漁業対策の公害対策を強化する、さらに、かつて実施をいたしまして、さらに四十六年度から第二次の沿岸漁業構造改善事業を実施いたしておりますが、これらを推進してまいり、こういうことによりまして沿岸漁業諸施策を推進しているわけでございまして、これらの施策を通じて漁業生産の増大あるいは漁業経営の安定、漁業従事者の福祉の増進、こういうものををはかってまいりたい、かように考えております。

それから、先生御指摘のとおり、日本列島全部公害の問題に遭遇いたしておるわけでございまして、海は従来ともすると、たとえば投棄の場所にされたというように伴いまして、瀬戸内海等におきましては、現状のような公害が進行すれば、もう二十年もたないうちに、漁場としての価値を全く失うというような問題をかかえておるわけでございます。やはり臨海工業地帯、特に太平洋ベルト地帯におきまして、この沿岸漁業と

いうものがたいへん公害を受けておる、PCBの問題を初めといたしまして水銀問題等いろいろ出てまいっておるわけでございまして、これらにつきましても、先ほど申し上げましたように、公害問題ということに真剣に取り組み始めたことが、おそきには失いましたが、いずれにいたしましても、一昨年度で、公害の諸立法ができたわけでございます。これらの厳正なる運用によりまして、現状以上に漁場の環境条件の悪化を防止する。

一方そういうことをしながら、他方におきましては、これまた先ほど申し上げましたように、生産力の低下した漁場の生産力回復のための復旧事業、すなわち客土をすとかしゅんせつをすとか作渚をすとか、こういった復旧事業を実施いたしまして、漁業の生産の場を確保いたしたい、かように存じております。

○宮崎正義君 お答えの二つ、理論的には非常に筋道が通ってりつぱなものであります。が、おっしゃった中でも、このままの状態では二十年もたないというところで、むしろもっと私は寿命はないと思っております。と申し上げますのは、いまもお話ししましたけれども、最近の浅海養殖漁業なんかを取り上げてみても、いわゆるノリだとかカキだとか魚介類、真珠、ワカメ等の生産量といふものが、最近の十年間で約二・五倍ぐらいに伸びてきているというふうになっております。が、あくまでもこれは絶対量が少ない、昭和四十三年度で五十二万トンに過ぎませんし、しかし、生産金額の面では約一億円という生産金額の約一三%を占めているような、この浅海養殖漁業がずっと伸びてきているわけですから、これら生産物が、大体需要度も伸びてきているという関係からでもありますが、養殖業といふものをいま一生懸命入れるというお話であると同時に、これらに対する汚染公害というものが非常に多いということ。一昨日でしたか茨城県でもシジミが全滅だといふふうなことが報道されておりました。私、現場へ行っておりませんからわかりませんが、これ

も、テレビ等の報道で見ましても、相当な被害を受けている。前回も私は総点検のこともお話ししましたけれども、水産庁としても総点検をやったと言われたけれども、私どもの資料からいくと、まだまだどういふ総点検をやったという状態ではないというところを指摘しておきます。そうして、こうしてわずか二カ月ぐらゐの間に相当な被害額が伸びてきているわけでありまして。こういう面から考えまして、前回も申し上げましたように、昨年の十二月の千葉の木更津沖へ流された原油によって、ノリの養殖場が一夜に八億八千万ですか大被害を受けた、これもこの前申し上げました。と同時に、新潟県の五十嵐浜のほうから山形県の境のずつと沖のほうへ、リビアのタンカーのジュリアナ号の事故によって損害補償問題等が起きてきているというところであります。またそのほかにも室蘭等の流出事故、そういうものがございまして、いま申し上げました点につきまして、その後どんなふうな経緯をたどっているかお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(太田康二君)　まず新潟県のジュリアナ号の座礁によりましてこの油流出による損害の問題でございますが、この問題につきましては、私どももいたしまして、直ちに現地に調査官を派遣いたしました。被害の実情を調査し、応急対策を講ずることといたしまして同時に、その後、私どもの日本海海水産研究所がございまして、これが中心となりまして、漁場の復旧をどうしたらよろしいかと、あるいは実際に被害がどういふ状況になっているかという調査をいたしまして、私どもの次長を団長とする数人からなる調査団を派遣いたしました。これらの調査に当たったわけでございます。その間におきましてまたあまの事故が十一月の三十日でございます。たので、年末を迎えまして漁業者の受けた被害がたいへん大きいということで、現行制度には特になかったわけでございますけれども、先生御承知のとおり天災融資法の制度が一つあるわけでございます。これに準ずるといふことで、予算上の措置

といたしまして、長期低利の、何と申しますか、越年資金を融通するということで、末端の金利が三分五厘になりますように、農林中金あるいは漁信連を通じて被害を受けた方々に資金の融通の道を講ずるといふことをいたしましたのが第一点でございます。

それから、あとのいろいろな被害等の対策につきましては、たしか環境庁が中心になったかと思いますが、関係各省相寄りまして、どこまで被害の請求ができるかというふうなことも検討いたしましたし、それから漁場のその後の状況を私どもの水産研究所ですと調査いたしましてまいりました。たしか最近におきまして、すでに、何と申しますか、水の自浄作用によりましてほとんど問題はなくなつたといふことで、いまだで操業を中止をいたしておりますところの操業の再開もしたといふようなことでございます。

そこで、その間におきまして被害——直接被害、間接被害あるわけでございますけれども、これらにつきましては、いまの関係省寄つた会合におきましてございまして、ジュリアナ号の場合には加害者がはつきりわかつていられるわけでございます。新潟県の漁連がこれに対して損害賠償の請求をいたしておる、目下それぞれの弁護士を立てまして、弁護士間で話し合いが行なわれておるといふうに承知をいたしております。私ども当初は十億円以上の被害があるのではないかと、このでたいへん心配いたしましたわけでございますけれども、結果的にはそれほど大きな被害にはならなかつた。これは不幸中の幸いであつたかと思つております。

ジュリアナ号につきましては、そういうこととで大体対策を終了し、あとはいま申し上げましたような両当事者間における話し合いが残されておる、私どもこれを全面的にバックアップいたしまして、すみやかにこの両者の話し合いが妥結いたしました被害漁業者に対するあたたかい救済の手が差し伸べられるようにと進めてまいりたい。

かように存じております。

それから、もう一つ千葉県に起こりました原因不明の油の流出によるノリの被害の問題でございますが、たいへん残念なことでございますが、あの場合、被害が八億八千万というふうなことでございまして、千葉県限りの被害であるといふことで、従来天災融資法を運用する場合の基準等もございまして、被害が一県で、しかも被害金額も決して少なくないわけでございますけれども、天災融資法に準ずる措置を講ずるためには、あの程度の被害でございまして、原則としてそこはやはり第一義的には市町村、さらに市町村で手に負えないときには、県にお願ひするといふことになつておるのでございまして、私も承知いたしておる限りにおきましては、県がかなりの特別の救済措置を講じて当面対処をしたい。なお、海上保安庁のほうにいたしまして、原因者の油を流出した加害者につきましての追跡を実施いたしておるといふことでございまして、これが明確になりますれば、当然加害者に対して損害賠償の請求ができるということになっておるのでございまして、今日までの段階では、まだ加害者が必ずしも明らかでないといふことになっております。そういう面でも、従来原因不明のこいつた水産物に対する被害というもののに対する救済制度というものがある、必ずしも十分ではないわけでございます。私ども漁業の災害補償制度も持っておりますが、ノリ等につきましては、油の油濁による被害につきましては、実は免責事故にいたしております。これによつて救済はできない。と申しますのは、これによつて救済するということになりますと、結局は保険料の問題にはね返つてまいります。漁民の負担において問題を解決するということにもなるわけでございます。真の意味における問題の解決にならないといふうに理解をいたしておりまして、この点につきましては、現行の制度が不備であるといふようなことで、実は私どもこれらをどういふうに今後解決していくかといふことにつきまして現在、真剣に検討いたしております。

ところでございます。

大体両方の事件につきましては、そういう経過に相なっております。

○宮崎正義君　ジュノの件はほとんど前の回答と変わつてないように思ひます。これは外国との折衝関係ですから、公の金額等は発表できないかと思ひますが、その後どんなふうな進展をしているかといふことが心配だつたわけですね。と同時に、う一つは、一部のものは水がだんだんきれいになつていくから、一部の魚介類はいけりけれども、今日まで多額の水揚げをしておつた、平たいことばで言えば高い品物、そういうものが非常に漁ができなかつたといふことが一つの現況でございます。これらの表面だけをとりえるのではなくて、そういう実際の面を見ていかなければ私は、行政指導というものはできないであらう。また、これに対する真剣さというものが当然わいてこない。この点に十分留意をしていただかなきゃなりません。また、もう一点の千葉県木更津の件でございますが、原因不明であるといふことは、いまだにわからない、このまま、不明であるまま一年も二年もたつたら、今度はどういふことになるか。県である程度までのことをいま補償しているといふようなお話なんです。私たちが同胞なんです。その人たちは県で及ばなければ困るのだといつて、今日に至るまでそういうふうな考え方で野放しにしているような、対策を講じてあげていかなければならぬ。この点については私はもう一度伺つておきたい。

○政府委員(太田康二君)　現在、災害を受けました場合の救済措置としては、農林省の関係におきましては、まあ他の省庁に比べますと、かなり制度が完備いたしております。被害を受けた場合の経営資金等につきましては、天災融資法の制度があるわけでございます。それ以外に農業災害補償法、あるいは漁業の災害補償制度、さらに自作農

の維持創設資金という資金の面の手当でもできておる。それ以外に個人の被害につきましても農地農用施設の復旧の暫定措置法等もございまして、かなり制度としては完備いたしておる。そこで一番問題になりますのは、天災融資法の制度であるわけでございますけれども、やはりこの考え方は、御承知のとおり第二条で「国民経済に及ぼす影響が大であると認めて政令で指定するもの」ということに相なっております。この考え方の基本は、たいへん、何と申しますか、こういうことを申し上げますと、おしかりをいただくかも知れませんが、やはり第一義的には被害の起こった場合に、市町村で措置すべきものというふうな理解に立っているのだらうと思うのでございまして、市町村でめんどうが見きれない場合には、これは都道府県でめんどうを見る。都道府県でめんどう見きれないような国民経済に重大な影響を及ぼすというふうなものにつきましてもは国が乗り出す、こういうたてまえになっているのだらうと思うのでございまして。

そこで、これは農林省と大蔵省との間のあくまでもその取り扱い上の内規でもあるわけでございますけれども、原則として三十億円以上の被害で、しかも数府県にまたがって被害が及んでおるといふような場合が国民経済に重大な影響を及ぼした場合というふうな理解の上に立って天災融資を発動いたしておるのでございまして、ただし局地的に、非常に、何と申しますか、被害をもちますものが高潮とか突風とか水害とかあるわけでございます、こういったような場合には、三十億と言わず十億でも発動する場合があり得る、しかも、その場合にもやはり被害県としては、やはり二府県以上にわたっておるといふようなことが発動の基準になっておるのでございまして、千葉県の場合には残念ながら千葉県限りというふうなことではございませんが、金額的にも決して少ない額とは申しませんが、十億にも達しなかったというふうなこと、特に私どももいたしましてジェリアナ号に対してとったような措置が講ぜられなかった

ということでございます。

○宮崎正義君 地方自治体というのは非常に財政がきびしいというところは、いままさし申し上げるまでもないんです。したがって、この点なんかを十分に考慮の上でなければならぬと思うんです。当然まかない切れなれない面が出てくるわけだから私は申し上げているわけです。千葉県あたりの予算、財政構成なんか見ていきましても、とうていそれに対するあたったか手差しの伸びてあげるといふようなことにも及んでないわけですね。だから申し上げているんです。そういう点をよくお考えの上で御答弁をお願いしたいと思います。さらさらさらさらとあたりまえのことを言っていて、あたりまえのことを私は聞いてるわけにいかないんです。やはり各県の自治体自体の実情というものを見ていきながらお答えを願わなければいけません。ぬのじやないか、そういう意味で私は申し上げているわけですね。前回、こうしたことでいまま訴訟が、どのように、日本列島をめぐっての原因不明、あるいはその原因がわかっていて訴訟事件が起きていくかどうか、その件数、それと解決したものの件数というものを資料を提出していただきたというところを申し上げて、その点につきましても、委員長からも特に発言をされているわけでありまして、委員長の点につきましても資料が私のところに届きました。その資料の関係者ですか、海運局の山地利課長さんですか。——この資料に対する説明をお願いしたいんですがね。

○説明員(山地利課長) 前回先生から御質問のございました被害の件数並びに訴訟の件数、それから解決した件数等についての御質問ございましたが、農林省のほうと御相談し、いろいろ取り調べたんでございまして、発生した、被害を受けた件数そのものにつきましても、都道府県等に詳細報告を集計する等の手続を踏まないと、目下農林省並びに運輸省にもその資料がございまして、それから訴訟の件数につきましても、私どものほう並びに農林省のほうにも明確な数字というものがございせんので、若干先生の御質問の趣

旨にははずれておるかと思いましたが、日本の船主責任相互保険組合というのがございます。これは通称P-Iと申しておりますが、それは船主の損害をカバーする保険会社みたいなものでございまして、そこに依頼いたしまして、十年間

でそこで扱った件数並びにその解決額というものを報告をしてもらったのがお手元に配った資料でございます。なお、この資料は、外国船によつて引き起こされたものを含まない、日本の相互保険組合は日本船だけが加盟しておりますので、日本船の起こした被害だけを集計したものでございまして、さらに金額的には、解決額が一万円以下

のものというものは相当あるわけでございますが、それまでは集計する時間がございますので、お手元にお配りした表には、金額が三十万円をこえるものというものを集計してございまして、これの集計のトータルは、十年間に約百五件ございまして、漁業補償のものが二億一千六百万円、それから清掃費用——清掃費用と申しますのは、油等をたれ流した場合には、たれ流しの船舶あるいは荷主等がその油を清掃した費用でございまして、これが約三億四千二百万円、合計で五億五千八百万円というところになっておるわけでございます。それから、一万円から十万円のものは約四百四十八件ございまして、これの金額については、さらに私どものところにはP-Iから報告は求めておりません。簡単にございまして、御説明いたします。

○宮崎正義君 「日本沿岸における油流出事故に係る漁業補償及び清掃費用」というこの資料があるんですが、これをすうと見ますと、全地区に及んでおるのです、全列島に及んでおるわけですね。ですから、過去十年前から、こういう被害で、現地では訴訟を起こしながら、またこの事故に対処するために相当な忍苦と、それから金子をかけながら一つ一つを処理しているというふうに見ることができると、この資料から見ても、ですから、そういうふうなことを考えまして、当然海運局のほうでも、日本列島にまたがっている

と、こういうことは自分の所管の中で掌握をしていくというふうな考え方を将来お持ちにならないければいけないんじゃないかと思っておりますが、どうなんでしょうか。

○説明員(山地利課長) 海洋汚染防止法がございまして、それによりまして、今後は発生件数等につきまして報告は逐次集計され、その実態というものはわれわれの手にさらしに詳細集まつてくると思つてございまして、それらについて十分検討し、その実情の把握並びにその解決の促進に努力したいと、かように考えます。

○宮崎正義君 鈴木安全公害課長さん、いまの私の質問に対して……

○説明員(鈴木君) いま外航課長からお答えしましたとおり、実は海洋汚染防止法が、先生御指摘の、一昨年の十二月にできまして、それに基づき省令で、一万平方メートル以上に及ぶ事故が発生すれば、すぐ海上保安庁の関係当局に報告しろというところになっております。これはすでに昨年の六月二十五日から施行されておりますので、現在除々ながら海上保安庁のほうに報告が参つております。それから、今後その報告を中心にしたしまして、海上保安庁のほうでその被害件数の取りまとめというところをやりたいと思っております。ただ、漁業被害額がどのくらいにかにつきまして、その報告件数には被害額の点まで求めておりませんので、被害額の点はこれから水産庁のほうと打ち合わせまして、今後どういうふうに取りまとめると、非常に主観的な面も多々ございまして、その辺を水産庁のほうと相談しながらやっていきたいと、かように考えております。

○宮崎正義君 水産庁長官、この資料御存じですか。日本列島全地域にわたつての状況がずうっと……、お読みになりましたか。

○政府委員(太田康二君) この資料が運輸省のほうから提出されたということは承知をいたしております。

○宮崎正義君 それだけじゃなくて、どういう考えを持ちますか、水産庁長官として。

○政府委員(太田康二君) 私どもといたしまして、油による事故、それによる漁業の損害というものが多いへん各地において起こっております。これは憂慮いたしておるのでございますが、まあ海洋汚染防止法等によりまして今後かような事故がないようにということを、これはお願いする以外にないわけでございまして、私どももいたしましても漁業の油による被害の実態というこの掌握にはつとめなければならぬわけでございまして、けれども、私どもも手足がございませんで、結局県を通じてこの実態を知るといふようにいたしております。そういう意味で従来とも油による被害のみならず、それ以外の公害によりましては、発生漁業被害の実態というのにつきましては、発生油のつどその概要の報告を各県から求めておりました、その実態の把握につとめてまいっておりますのでございまして、私どももこれに対する県と一体となつての取り組みの姿勢というものが従来欠けておつたという面もあるわけでございまして、今後におきましては県の係官等を参集する機会もありまして、そういう機会を通じて、もつと公害の実態把握というのにつきましては積極的に取り組んでまいらうようにつとめてまいりたい、かように存じております。

○宮崎正義君 どうかそういう点でまだこれはこの問題はつとやらないで、時間がありませんので、もうこんな時間が来るとは思わなかった、時間があるんですけど、前回また私、質問しました中に、その廃油処理の施設をどういうふうに考えてどういうふうに行っているのかという質問をしましたが、そのときには答えがなかったんですがこの点についてひとつ。

○説明員(鈴木登喜) お答えいたします。

廃油処理には二種類ございまして、実は国内の内航専用のものと、それから外航専用のものとがございまして、外航専用のものにつきましては、おもに外国から輸入されます原油のバラスト水あるいはビルジ、原油運搬船のビルジを中心処理する設備、これが現在のところ東京湾と瀬戸内海と、

それから九州に各一カ所ありまして、各原油運搬船からそこで運ぶための集油船会社というものもついで、二カ月前発足したわけでございまして、それから国内船におきましては、全国に約六十カ所設備する計画で現在建設中でございまして、そのうち現在すでにほとんど大部分はできあがっておりますが、四十七年度、本年度あと十カ所程度整備いたしました四十八年の三月までに完了する。そして四十八年三月以降全国的に海洋汚染防止法が内航船に適用されまして、そのときをもって完全にその油のたれ流しということとはなくなる、かようなスケジュールになっております。

○宮崎正義君 四十七年度予定地域言つてくださいます。

○説明員(鈴木登喜) お答えいたします。

新潟、千葉、横浜、東京、北九州、酒田、宮古、釜石、大船渡、塩釜、鹿児島、函館、その十二カ所でございます。

○宮崎正義君 那覇はどうなんでしょうか。

○説明員(鈴木登喜) まことに失礼しました。那覇をちょっと落としました。一つ那覇が入っております。那覇をいれまして十三カ所になります、申しわけございせん。那覇はちょっと別掲しておりますので落としました。

○宮崎正義君 これにつきましても相当まだ問題があるわけですか。これ以外に問題のところが一ぱいあるわけなんです、とりあえずこういうような計画でやりなつていこうとされて、四十八年の三月にはこれが全部完成するんですね。この十三カ所はする予定になつていふんですね。

○説明員(鈴木登喜) 本年度じゅうには完成することになっております。と申しますのは、法律上四十八年三月までしか施行期日がございますので、それまでに完成するというところで本年度までに完成ということになっております。

○宮崎正義君 大体この資料出されたものから各県の実態を見ていきますと、おもなるものが大体集約されていふようでございますけれども、まだいふ落ちていふところがあります。この率か

らいます、だいたい落ちていふところがありまして、今後の計画の予定というものがわかればお知らせ願ひたい。

○説明員(鈴木登喜) いま御質問の、計画についてといふのは廃油処理施設の問題でございまして、

○宮崎正義君 そう。

○説明員(鈴木登喜) 現在の廃油処理施設の六十港といふのは、およそ原油あるいは重油の輸送の基地の中心になつていふところをやつておまして、各内航海運業者あるいは外航海運業者から調査いたしまして、入る港をほぼ取り上げていふことになつております。じつがいまして、それ以外に新しく、たとえば六十九港以外に新しく原油を取り扱う港あるいは重油を取り扱う港が発生いたした場合には、直ちにそこに建設する所存でございます。

○宮崎正義君 この地域はつと見てみますと、ほとんど廃油を処理することばかりじゃなくて、非常に公害度の高いところ、これは水産庁の資料で、前の被害の資料を見ていきました、かなり濃度の強いところが大体出ております。これはもう廃油を処理する施設をつくるというところだけに、このおもしろいものが集約されておりますけれども、まだこれ以外に問題点が一ぱいあるわけですか。ですから、先ほども御答弁がありましたけれども、これはもう重大問題なんです。漁業白書等でも公害の総点検がまだなされていふというように報告されておりますし、これらをはつきりしていきたいと思います、水産漁業法をどうなうに切りかえていって改正しよう改正しようといふとして、こういう企業が最優先になつたその副産物として、また漁業を営む漁民の立場に立つてその漁民をどうするかということになれば、これから解決していかなければこれは容易じゃない、ですから今回のこの三法におきまして、これが基本になつていかなければいけないのじゃないのか。冒頭にも申し上げましたが、そうだと

思うのですが、この点について政務次官の私は、お考えをお伺いしておきたい。

○政府委員(佐藤隆君) 先ほども水産庁長官からお答えを申し上げましたが、宮崎委員のおっしゃる意味は、いま時代の変遷の中に出てきた公害問題といふものを一体どうとらえているのか、行政が考えているのではないかと、この一点の御指摘にあるのではないかと私は拝聴いたしております。残念ながらいまそういう意味での御指摘を甘んじて受けなければならぬような情勢にあると私自身考えております。

そういう意味におきまして公害問題、これからは特に海上汚染、そういう問題につきましては、海上保安当局であります運輸当局、そこも十分連絡を密にしてしかも手続上は町村あるいは県において取り運ばれることが非常に多からうと思ひますが、しかし、国として、漁民のためにという観点に立つての取り組みの姿勢、これこそ大事だと、かように思つておりますので、そういう考え方で取り組んでまいりたいと思つております。

○宮崎正義君 日本鉄道建設公団、北原さんお見えてございせんか。——どうも本日は御苦労さまでございせん。

次に、私がお伺ひしたいことは、青函トンネルの工事のことにつきまして、その漁業に非常に被害が出ていふんです。まず水産庁としては、青函トンネルに影響されている出口、入口ですね、出入口。青森で言えば、竜飛とか三厩、この地域には、ものすごい被害が出ていふ。しかも、これは長期にわたつた問題になつていふわけです。北海道でも同じようなことが起きると私は思つていふんですが、まず青森のほうの三厩地域における漁業被害というものをどうなうに長官は考えておられるか。

○政府委員(太田康二君) 私ども県を通じて報告をいたしておるのでございますが、青函トンネル建設に伴いますところの漁業の影響調査につきましては、青森は竜飛地区について実施をされております。その結果によりまして、工事の排水に

よる濁りによりましての魚介類、藻類への影響があるということでございます。青森県については、県が仲介して、被害額の算定にあたって鉄道建設公団にお話し合いをしておるといふことでございまして、私どもの承知しておりますものといひましては、昭和四十六年九月二十八日に福島町の吉岡漁協へ失礼しました。青森県は昭和四十一年から四十五年度の被害につきまして、ワカメ、イワノリ、フノリ、エゴノリ、アワビ、サザエ、タナゴ、タコ、ブリ、マグロ、イシナギ、これらにつきまして、鉄道建設公団に対しまして一億三千八百万余の補償要求をいたしておる、こういうふうな把握をいたしております。

○宮崎正義君 いま引つ込めちゃったんですが、引つ込めないで福島のはうも言ってくください。

○政府委員(太田康二君) 私が言いかけたのは、北海道の分でございます……

○宮崎正義君 だから、引つ込めないで……

○政府委員(太田康二君) 北海道につきましては、福島町長があつせん作業を行なつておると。被害につきましては、やはり同様の水の濁りによる魚介類、藻類への影響というところでございまして、私どもが承知をいたしております限りを申し上げますと、昭和四十六年九月二十八日、福島町の吉岡漁協は、工事に伴う補償額として五千九百七十万六千円を鉄道建設公団に要求するため、福島町長があつせんするように要求をいたしております。さらに十月十三日に補償要求額を二千万円追加いたしまして、総額七千九百七十万六千円というものの要求をいたしております。福島町長が両者の仲に入り、あつせんを続けておるといふうに聞いております。

○宮崎正義君 この二つを合計しますと、二億ちよつとになるわけでしょう。まだ、どんなふえていきます。また一面には、ろ過の浄化装置を設備しているというものの、これはまだ完全でないわけですね。どんなふえてくるという実態にあるんだということを前提にしまして、私は次の質問に入ります。

これは昨年の七月に衆議院の公害対策特別委員会におきまして御答弁がありましたんですが、これは北原さんは、この件を御存じでございますか。

○参考人(北原正一君) 七月でございます。たしか私が答弁したはずでございます。

○宮崎正義君 そうしますと、いま水産庁長官が被害額を言っておりましてですね、これに対する考え方を伺いしなければおっしゃらないんでしょうか。

○参考人(北原正一君) 被害額につきましては、そのまゝの数字が即それであるということには、もう少しよく調べなければわからないというふうな考えをしております。

実を申し上げますと、ちよつとつけ加えるかっこうになります。私ども工事をやります場合に、どれだけ漁業に被害があるかということよりも、むしろ被害のないように工事を進めていくのはどうすればいいかということを中心に、北大の水産学部にお願ひいたしまして、漁業に及ぼす被害調査を昭和四十年から委託して研究いたしております。その結果等を参考にいたしまして、ただいま、現地の漁業協同組合とその被害額につきまして、いろいろ意見の一致を見るように話し合いをいたしております。

青森方におきましては、三厩漁業協同組合それから電報の漁業協同組合とお話し合いをしておりますが、そのほかに、先ほどお話がございましたように、青森県も仲介——仲介といいますが、一緒に話し合いに入つていただいております。青森の水産試験場のほうからも、いろいろと——北大水産学部のお調べが片一方ございまして、青森の水産試験場のほうでもいろいろとお調べくださいます。そういう権威のある方々とも一緒に調査の結果を討論し合つていただきまして、漁業協同組合と、その被害につきましても、意見の一致を見るように調査をしておるわけでございます。金額そのものにつきましては、いまのところ、そういう話し合いがつかまないと、どの程度であるかということはまだわからないという状態でございます。

ございますが、被害がありましたものに対しては、正当、妥当な補償をいたすというふうな考えをしております。

○宮崎正義君 公団側で、組合のほうから出される漁業被害補償要求書というものをずっと御検討なさつておられるわけでしょう。それと同時に、昨日も函館で会合されているはずであります。その場に私はおりませんけれども、その要求等の内容等も聞いております。そういう点を踏まえてまして、いまお話がありましたけれども、青森県の水産試験場あたり、昨年に、青函トンネル工事に伴う排水影響調査というものが細部にわたつて出ているわけですね。こういうものを踏まえてから今日に至つてきているわけですがね。この分析の成分については、古参議員がさんざやっておりますので、私は省略いたしますけれども、この年月は約五年じやございせんかね。その漁民は一年といえど、かすみを食つて生活をするわけにはいかないわけですね。損害を受けているのは毎日の生活の中に損害を受けているわけですね。こういう点から考えられて、被害額が今度自分のほうで調べたものと大体合致すればと言われるけれども、それがいつの時点でそういうふうになるのか、ずるずるこのまゝいければ、漁民の人たちは、どうするかという事です。この点もう少し明確に御答弁願ひたいのですがね。

○参考人(北原正一君) 現地の漁業組合との話し合いのことでございますが、先ほど申し上げました北大の水産学部の正式な報告が——四月の二十五日に現地の役場におきまして青森県並びに地元組合の方々と御一緒に話をしたわけでございます。

そこで、われわれのほうの被害の実態は、いわゆる有機物の被害ということではなくて、沈でん物の被害、つまりトンネルの中で掘り出した岩粉が排水とともに出てまいりまして、濁つた水が出てくるというところでございまして、その沈でん物の濃度による被害ということが大部分でございます。それで、その沈でん物が浄化槽を通りまして

て出ていくわけでございますが、海へ入りますから、どのくらいで拡散するか、どの部分でどれくらいの濃度になるかというふうなことが非常に被害と密接な関係がございます。

そこで、その話し合いのあと——五月八日に第一回目には漁業組合と話し合いを、その後の第一回目は話し合いをしたわけでございますが、その席上では補償交渉の基本的な進め方についていろいろとデスカッションされました。

それから、第二回目に五月二十三日から二十四日にはその汚濁面積は、どこの区間であるかというふうな考え方、それから海藻類、つまりワカメでありますとかエゴ、ツノマタ、フノリ等の海藻類やアワビ、サザエ等の生産と、その生産面積、それから水産統計がございまして、それが県の統計、農林省の統計、漁業組合の統計、三つございまして、それらも、食い違つている点がございまして、これらのどれを採用すればいいか、そういうような基礎的な問題のお話し合いをいたしました。

第三回目は六月十日にこれを行なう予定でございます。で、私どもとしては、なるべく早くそれをきまして、公正妥当な補償をいたしたいというふうな考えをしております。

なお、だんだん工事が進んでまいりましたので、この被害が目につけてきたとは思つたのでございまして、つまり、排水量がふえてきたのに伴つて被害が大きく出てきたのではないかと思われまして、昨年の十二月から沈でん装置のクラリファイアーといふものを設けて、ただいまその装置を通じて出ております排水は非常にきれいなものが出ておまして、昨年施行された環境庁から出された基準に合格しておる水が出ておるわけでございますが、それができましてからは、漁業組合のほうからは苦情が出ておりませんので、それができますまでには濁つた水を出しておつたということに對する被害額の御要求でございます。

なお、北海道のほうにつきましても同様でございますが、北海道のほうの捨て土の場所につきましても、町有林、個人の林地等ございましたが、さしあたりは解決をいたしました。その用地は確保できたわけでございすけれども、しかし、その設備というものは、おっしゃいましたように完全にやるようにいたしまして、そこから出てくる濁った水と、豪雨の際などの濁った水ということに對しても、できるだけのをいたしまして被害の出ないように万全の努力をいたしたいというふうに考えております。

○宮崎正義君 もう一点、対策ですね、コンクリートでやりになると思うのですが、勾配なんかは二から二・五ぐらいの勾配でやりになる計画等もあると思うんですが、これについても、北海道も同じです、いま被害をこうむっておるの。これは最初につきましても、おけば問題が起きないんです。ところが、起きておれば問題が起きない問題がある。何でもそうなんです、いままでの状態を見ていきますと、問題が起きてから、やっとならぬ問題に、ああそうだったのか、いけないと、手を伸ばすような形になって起きておるわけです。ですから無計画だ、計画がないと言われてしまうことになるわけです。だから、当然北海道の場合だってやっとならなければならなかった。今度またどうなるかわかりません。農林大臣が許可されるかどうかはわかりません。いずれにしても、灌漑林があるところの一番林野としては不向きであるということ、そこに排土を持っていくとしても、相当の手当てをしてからでなければ持っていくけないことにならねば、いまからもうかかるぐらいのスピードでなければ工事も進捗していかぬ、捨て場のことを考えて、はおつておけないということになります。これまた両方が詰まってくるということになるわけです。それらの影響は住民、特に漁民というものの生活条件というものを考えた上でやっとならなければいけないということを私は強く申し上げて、善処を遅滞なくやっていただくよう申し上げておきたいと思ひます。

どうもきょうは、ありがたうございました。漁港の問題につきましてもこれから質問しようと思ひますが、いま三蔵の話が出ておりますので、三蔵の漁港の一端を述べまして、日本全体に及ぼす日本列島の漁港というものは、今日の時点から考え、いままでの計画性というものが相当大きく変革されていかなければならないという観点の立場に立ちながら、一部現場のことを申し上げながら全体の話し合いを進めてみたいと思ひます。

そこで、いま申し上げましたように現在実施中の第四次整備計画が四十四年度から四十八年度まで、こうなっております。最終年度を待たずに今度は四十七年度から打ち出されて五十年計画に入っていくという勘定になるわけですね。この理由として一昨日の本委員会に長官が漁獲量の変化、あるいは漁船の大型化、増養殖の増加等漁業情勢の変化によるとして、かつ第二点として事業の進捗率が七割の進行であるから、他の整備計画事業の例から見ると移行している例があるといわれまして、これはおっしゃいましたね。私が水産庁からいただいた資料によりますと、一昨日長官が言われたことと少し私、疑義があると思うのですが、ね、この点について、四十七年七割の進行であるからという、七割の進行であるというのはいくつかの点で七割の進行というのを言われるのか、まず最初にお伺いしてから具体的にしたいと思ひます。

○政府委員(太田康二君) 私どもは、四十七年度は、いまの第四次計画の第四年度目にあたるわけでございます。本年度予算を実行いたしました。昨におきましては、だから四十八年三月三十一日と申したほうが正確かも知れませんが、その段階ではいまの第四次整備計画に對しまして七・一・四の進捗率を確保できる、こういうことを申し上げたのでございます。

○宮崎正義君 この第四次整備計画の四十六年度の進捗率は、示されたものから見ますと四八・四％となっておりますが、これはどうなんですか。

○政府委員(太田康二君) 四十六年度末は御指摘のとおり進捗率でございます。

○宮崎正義君 先ほどおっしゃったのは四十八年の見込みなんですか、見込みですか、七・一・四、そうでございますか。

○政府委員(太田康二君) もちろん事業が全部終わってみないと、どのくらいだったということの正確な数字は出ないわけでございますけれども、現在の予算に基づきまして事業が全部実行された場合には七・一・四になる、こういうことでございます。

○宮崎正義君 それを伺いたかったです。それを伺っておきたかったです、はつきりと。これは、この資料から申し上げますと、第一次は計画漁港が四百五十港で、水産庁からいただいた資料で、来ておりますね。第一次は、計画漁港が四百五十港、予算が五百四十四億、それに對する実績、着工数が三百七十五港、うち完工が四十三港、事業費は百二十一億円で、進捗率は二・三％、第二次では七・一・四％、第三次では六・三・二％、第四次では四八・四％、着工数が三百七十港、うち完成が十六港より少ない、こういう計算になるのです。たとえば、長官の御答弁のように、第四次の進捗率がずつと見込んで七割であったとしても、着工の漁港数と完成した漁港数を對比した場合、この整備計画に満足するものが私はないのですが、第三次整備計画も最終年度の四十五年度を待たずして四十四年度から第四年度に移行しているわけですね。このように、計画を定めておられるけれども、その計画通りに行っていない。すなわち計画倒れだ、こう言わざるを得ないわけですが、長期展望に立ったのは、けつこうだと思ひます。その長期展望のもとに立てたその長期計画が実施されなければ、これ何にもならないと思うのですが、これはどうなんですか、この点は。

○政府委員(太田康二君) 私が七・一・四％と申し上げましたのは、総事業費が二百億ということに相なっておりますから、これに對しまして四十七年度の予算を全部実行いたしました。昨におきましては、事業費規模で七・一・四％まで進捗をいたす、こういう数字を申し上げたわけでございます。先生御指摘のように個々の漁港ごとに見てまいりますと、完全に、たとえば完成をしたというようにないものもあるわけでございます。それで、それはそれなりに各港別に事業計画があるわけでございますから、そういった意味で計画期間内におきましますところの事業として、その港についての事業費は一応完成をいたしておるといううなものもあるわけでございますけれども、完全な意味で、何と申しますか、工事が完全に終わりました、もうこれ以上投資の必要がないといううな意味で終わったということを申し上げておるわけではないわけでございます。と申しますのは、港湾等でも横浜、神戸等につきまして計画がございまして、また次の計画で設備投資を続けていくといううなものもあるわけでございます。その点につきましては、私のほうの漁港においても同様のことでございまして、先ほど申し上げておりますように漁船の大型化あるいは漁獲物の生産の増大といううなことに伴ひましてまた計画が改定されまして、その新しい事態に應じた計画に組みかえていくということで、従来とも進めてまいっておりますのでございます。

○宮崎正義君 その七・一・四％の件は、私はわかつたつもりなんです。私のあとで質問しましたものは、第一次、第二次、第三次、第四次と、こういう計画を立て、一次は四年間、二次は八年間、三次は五年間というふうに計画を立ててまいりました。それで、おのづから、さつき長官が一港一港というところをおっしゃっておられる、一港一港なら一港一港の特殊の事情があるから、その事情に基づいての計画を行なっていくのだといううな御答弁がありましたけれども、私はいま全体を言っているわけなんです。いただいた資料の中から全体を申し上げているわけなんです。ですから、この第

それでは、もうちょっと早く言っていただければ、もう少しゆっくりと大演説をお伺いして、北海道の開発行政についてのこれからのビジョンというものを……。全北海道海域をめぐっての、全

○政府委員(太田康二君) 私どもの調査によりま
すと、北海道における第三種漁港は、第一次計画
では十三港、そのうち採択したのが十二港、第二
次計画では十三港の十一港、第三次計画では十五

ないというか、完成しない、完工しないというか
これはあれでしょう、寿都は何年から始めたので

設計図といいますが、そういうものをお持ちですか。

海岸線のところを歩かしていただいて、まだ歩
していただいていないところもございますけれ

です。違うんですけれども、海といふものと島といふものと、島といふものはどこでも変わらないわけで、国土といふものはどこでも変わらないわけで

ですから、そういう点から踏んまえて、せっかくつった漁港も用をなさなない漁港が随所にあるわけです。それは一カ所二カ所じゃないわけですね。せっかくつったところが使いたくても使えない。水揚げを攻められて攻められているのだけれども、その水揚げもできない。船も係留できないというところもふんふんある。

これは、私またこの次の機会にゆくりと一つ一つの事例をあげながら質問をしてみたいわけですが、また三種漁港におきましても、計画されたものが計画どおりに進んでいない。予算も三分の一あるいは半分くらい、要求額よりも三分の一くらいになってしまっているとか等々北海道に力を入れていかなければならないといながら、確かにパーセントの上では百分の九〇とか百分の八〇というようにことをいわれておりますが、それだけにおくれているからこそそうなんであって、もっと力を入れて百分の百くらいの北海道に対する考え方というものは、予算措置というものは当然しなければならぬ、こういうふうな思ふわけですが、この点どうなんですか。

○政府委員(山田嘉治男君) 北海道の漁業が、非常に北海道は水産で生きているという面がございます。こと御指摘のとおりでございます。その上に気象条件も御指摘のように非常に荒い。また本州方面からの漁船も多数きておるといような実情を考へまして、特に北海道の漁港につきましても、国として力を入れて、整備をしていかなければならぬということ、これは私も常々考へておるところでございます。そのために非常に特別に高い補助率でございますか、あるいは直轄の事業というところをやっております。先生御承知のとおりでございますけれども、漁港がとかく何と申しますか総花的になりまして、完成がおそくなるといような弊害が確かに御指摘のようにないとはいえない実情でございます。最近、四十六年、四十七年等につきましては、非常に漁港のこの伸び率も大きくなっておりまして、私どもといたしましては、いま御指摘のように非

常に漁港の数が足りなくて地元がお困りであるというところの地元の御要望等も勘案いたしまして、漁港の予算を一段とこれから重要視してまいりますように、水産庁ともよく相談をいたしまして、できるだけよくしていききたいというように考へております。

○宮崎正義君 もう際限がありませんので、きょうはこの程度にとめておきますけれども、せっかく港務局参事官がお見えになっておられるので、釧路西港の計画をいま着々としておやりになっております。私が申し上げるまでもなく、四十四年の十二月に着工されておる。当面、四十八年度までの第一期五カ年計画として、最終的には五十五年までには完成しようという計画で、総工費が二百六十億ですか、この大型プロジェクトの考へ方によって計画を立てられてきております。この当初計画されたときには、池田内閣の高度経済成長ですね。この時代で、工業港としてスタートしてきたというふうなわれわれは知っているわけですが、最初は工業港としてのスタートが主体だったというふうに記憶しているんですが、そうしますと、その後はずっと御存じのように高度経済成長の状態というものが、政策というものがだんだん転換されてきてまして、変わってまいりまして、したがって、西港というものも多目的のために使われてこなきゃならないという実情になってまいりました。これでまた急遽今後の大型プロジェクトのいき方というものを多目的のため、どんなふうな計画をしていくかということ、重要な課題になってくると思うのです。苦小牧港が沿岸にずっと工業地帯を持ってきた。もし今度釧路港が同じようなことをやっていきますと、いまの苦小牧港と同じような二舞の踏むんじゃないかと心配されるわけですが、そこで、いま申し上げましたように、多目的の漁港区だとか、あるいは石油ターミナルの基地だとか、あるいは中小企業の流通関係の施設だとかいう問題等が含まれての構想の上に計画を立てられていると思うのですが、この点、どんなふうにお考へに

なっていますか。

○説明員(大久保重市君) 釧路港につきましては、昭和四十四年に在来の釧路港では非常に手狭になってまいったものでございます。それから、工場の誘致、こういうようなことをしたい、ということから、釧路周辺地域の地域開発の観点から工場の誘致、こういうようなことをしたい、こういう地元の非常に強い御熱意等もございまして、そういう地元の非常に強い御熱意等もございまして、そういたしますと、何と申しまして、港務局が在来のものでは手狭であるということから、いわゆる西港と称しておりますが、新しい式の港務計画を立てたわけでございます。それで、ただ先生の御懸念のような苦小牧のような点についてでございますが、実は釧路港の計画をいたします際に、非常に港務管理者並びに港務関係者が悩ました点は、確かに背後に土地はあるといながら、そこへは入り込んでいくというような形では、どうも非常に計画として限定されてしまふということから、在来の釧路港の拡張という、いわゆる商港的な施設をつくって、その商港を窓口として、背後に工場を誘致する、こういうような仕組みで考へるのがあつた。地帯的な自然条件にも合致しているということで、いわゆる防波堤で囲んで、突堤式の形としては、商港の形をとった計画を立てたわけでございます。それで、昭和五十五年を目ざしていたしました港務計画を立てまして、それでその地区に工事にかかるにつぎましては、その地域の漁業関係者の方を、いわゆる生活の基盤というものの競合もございまして、漁業関係の漁業補償、こういうような点でいろいろ関係者が折衝いたしまして、ようやく着工の運びになったというのが現状でございます。それで確かに御指摘のように、その四十四年時点から現在では四囲の情勢が変わってきております。しかしながら、わが国全体としての経済活動、それから都市の消費活動、こういうようなことにからみまして、一方には陸上交通のいわゆるいろいろな面での制約、こういうようなこともございまして、釧路港は何と申しまして北海道の東部の

地域の一つのいわゆる流通の拠点と申しますか、そういうような性格を兼ね備えているところでございます。現在、第四次港湾整備五カ年計画におきまして、その一部の地区を最近の流通の問題を配慮しながら計画をいたしておる次第でございます。それで御指摘のように、釧路西港の一番東側と申しますか、在来の港に一番近いほうに、これは現在の釧路港での沿岸の小型漁船が相当に籍しておりますし、漁業を営んでおりますが、それらの船が着く安全な泊地が足りないわけでございます。これはいささかデーターが古いのでございしますが、四十四年の計画を立てた時点で四十二年の実績で申しますと、在籍船が約三百隻程度ございましてこのうち、非常に手狭な副口地区、そういうところと、あとは釧路川とか、狭い水路や商港施設を無理して使っているような状況でございますので、大体二百隻程度の漁船が係留するといえます。利用するような意味合いの漁港的な施設をいまの西港の一番東寄りの在来港の近いところに計画いたしてございます。それで工事の手順からいたしまして、その東側の地域から逐次やっていくという形をとらざるを得ないということもございまして、まず最初には産業基地と並んでいまの漁港施設、それからさらに急がれておりますのは、やはり最近のエネルギー需要といえます。油の需要等もございします。ですから、そういう背後地の消費活動、経済活動に結びついた輸送量の増大に対処する施設を逐次整備していくということを考へている次第でございます。

○宮崎正義君 農林大臣がおいでになりますので、北海道の漁業をめぐる問題につきまして、開発庁のほうと私がいま質問を重ねてまいりました。で、私、質問はまだこれからするところなんですけれども、時間もきてしまったので、最後に北海道の漁業というものを対しての構想、今後またどういふふうなそれを育成していくか、そういう点について一言伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 漁業資源というものの

が、日本全体から見ても非常に少なくなつてきているわけでございます。そこで北海道もその例であると思ひますが、北海道の漁業等につきましても、いま一口で言へば零細といひましょうか、零細漁民といふものが多いと思ひます。そういうことでございまして、北海道には、内地でもそうなんです、特に漁業関係なんかでも北海道に分厚く考えなくちゃならぬ面があるんじゃないか、こう思ひます。そういう施策をとつていふと思ひますが、十分、北海道については、すべての面で分厚く考えなければならぬ面が多いと思ふんです。漁業ばかりではございせん。しかし、漁業としてはほんとうに適地といひますが、漁業には非常に適しているところではございせん、漁業生活者も多いと思ひますので、その点十分厚い政策をとつていきたい、こう思つています。

○委員長(高橋雄之助君) 暫時休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後一時四十三分開会

○委員長(高橋雄之助君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○川村清一君 すでに数名の委員から、各般にわたつて詳細な質疑がかわされておりますので、私はできるだけ重複を避けて質問をいたしたいと思ひますけれども、あるいは若干重複するところが出るかもしれませんが、その節はひとつあしからず御了承をいただきます。

最初に、漁港法の一部を改正する法律案について質問申し上げますが、まず農林省が指定しております漁港数、この一種、二種、三種、四種ごとに合計幾つあるのか、これをひとつお知らせいただきたいと思います。

○政府委員(太田康二君) 先般お配りしました漁港法の一部を改正する法律案参考資料のページに書いてございますが、現在の漁港は総数で二千

七百六十一港でございます。その内訳を各区分に従つて申し上げます、第一種漁港が二百九十九港、第二種漁港が四百六十七港、第三種漁港が九十三港、特定第三種漁港が十一港、第四種漁港が八十一港、これは申し上げるまでもございせんが、この二月一日現在でございまして、沖繩、今度復帰いたしました沖繩県についての漁港は入っていない、こういうことでございまして。

○川村清一君 それでは、この二千七百六十一の農林省が指定された漁港の中で、いまだ何ら着工されておられないもの、整備計画に乗ったことのないもの、これは何港あるか、これを御説明願ひたい。

○政府委員(太田康二君) 私どもが漁港法に基づきまして国会の承認を得ておりましたところの漁港の整備計画と申しますのは、御承知のとおり、現在進行中の漁港整備計画は去る四十四年の第六十一国会で御承認を得たものでございまして、四十四年度以降四十八年までの五カ年間に三百七十港につきまして漁港修築事業によりまして重点的に整備をいたしますと、こういう計画になつておるわけでございまして。

そこで三百七十港でございますが、一種が八十三、二種が四百四十四、三種が七十五、特定第三種漁港が十一、第四種漁港が五十七、計三百七十と、こういうことに相なつております。

○川村清一君 ちょっと私の質問と合なかつたと思ひますが、二千七百六十一というこの指定漁港数というものは、これは昭和四十四年に指定されたのじゃなくて、昭和二十年から指定されてきておられますね。そこで合計が二千七百五十一です。そこで一次から四次までの整備計画があつたことは存じておるわけでありまして。私の質問しておりますことは、指定されました二千七百六十一港の中で、第一次、二次、三次、四次の整備計画に一度も乗つたことのないもの、しかし、これは修築だけで御答弁されてもちょっと問題があるの

で、整備計画といへばあるいは修築だけ言われると思ひますが、改良も、部分改良も入れてもいい

ですけれども、指定はしたけれどもいまだ改良されないもの、いまだ手を加えたことがない漁港があれば何港あるかというところをお伺ひしたい。

○政府委員(太田康二君) 私どもの推定によりまして、大体三百港ぐらいが全然、二千七百六十一のうちまだ着手をいたしていないというふうに考へております。

○川村清一君 それは三百港未着手のものうち一番古いもの、いわゆる農林省が指定した年次では昭和二十三年とか二十四年とかありますが、一番古いのは何年ごろのものですか。

○政府委員(太田康二君) まことに不勉強で申しわけありませんが、ちょっと現在手元に資料がございせんので、後ほど調べましてお答えさせていただきます、と思ひます。

○川村清一君 昭和二十三年とか二十四年とかいう、ずつと手を入れたことがないというようなものはありませんか。これは何港とはっきり言わなくてもいいのですが、そういうものがあるのかないかということをお答えいただきたい。

○政府委員(太田康二君) まことに申しわけありませんが、全体についての未着手の調べがいまございせんので、後ほど調べましてお答え申し上げます。

○川村清一君 三百港大体あるということは御答弁いただいたわけですが、そこで第四次漁港整備計画第一図というこれは、全国の漁港の地図というのですか全国の漁港がここに載つていて、このうち、これを調べますと、未着手漁港というのがちょっと見当たらないと思ふんですが、三百港もあるならば当然出てくると思ふんですが、そのうちとあれですか、この整備計画第一図にはこれは第四次漁港整備計画となつておりますから、そういう御答弁のありました三百七十港だけが載つてゐるんですか。それにしましてはちょっとふに落ちないのは、これにはやはり改修事業もみんな載つてゐるわけですが、改修事業も整備計画では

いわゆる国会の承認事項になつてゐるわけでは

ね。

○政府委員(太田康二君) 先ほども法律に即して申し上げたのでございますが、私どもの整備計画で国会の承認を得ておりますのは、三百七十港の修築事業の各別港の港別、そこにおもにつくりまして、よく第四次の整備計画は予算額で総額、調整費を含めて二千三百億というふうなことをいつておりますが、これはあくまでも参考でございまして、その際、たとえば改修事業につきましては、おおむね五百五十港を対象にしてこの総事業費として約四百億を充てたいと、それ以外に局部改良としては、これは港数はいつておりませんが二百億ぐらいの金を予定をいたしておる。そうなりますと、当然漁港修築事業でございまして、これは三百七十港で千五百億ぐらいの総事業費で実施をするということで、予算のいまの金額の面は漁港整備計画という厳格な意味での国会の御承認をいただいている整備計画の中には入っていない、整備計画はあくまでも三百七十港という改修、修築を中心にしたものになつておるわけでござい

ます。

○川村清一君 ですからそのところははっきりしていただかなければ、整備計画というのは国会の承認事項になつておるわけであつて、われわれが責任を持つてこれは国会で承認しているわけですから、そうしますと、その承認を得る事項はこれはあくまでも整備計画の中の修築事業を承認しているわけであつて、そこで三百七十港というのは修築港である、こうばくらは理解しておるわけだが、私が水産庁のほうにお聞きしますと、いわゆる漁港整備計画というものは何港やつてゐるかという、国会で承認した修築事業も改修事業もときによつては局部改修まで入れてしまつてこ

うやつてくるという、これこんがらがつてしまつたから、ですから、この地図は漁港大会でいただいたんですが、漁港協会で出したんだと思ひますが、これには第四次漁港整備計画第一図とある、そして全国にこれだけの漁港が書いてあるわけ

を申し「げると、おしかりをこうむるかもわかりませんが、整備計画として予算が二千三百億ということは、説明としては申し上げたかと思いますが、実際にそれは整備計画の内容ではないわけでございますして、一応、長期計画を立てまして、向こう五カ年間で三百七十港を整備していくという

ことにあわせまして、その際、全体の予算の規模としては二千三百億と、そのうち調整費が二百億というところでやってまいったのでございます。

そこで、二百億——毎年、物価が上がるようなわが国の状況におきまして、確かに、当然、計画を従前の意味で達成するためには、調整費を使うべきじゃないかという御議論もあるわけでございますけれども、私どもといたしまして、今日までの段階におきましては、二千百億ということをやさうに仕事を進めてまいったのでございます。

まあ今回、沖縄の復帰等もございましたので、

これらとの関連におきまして、そこらあたりをどう解決するかということに、具体的に沖繩予算としては十一億の予算を本年度計上いたしておるわけでございますが、ここの扱いにつきましては、なお財政当局とも詰めてまいりたいと、かように存じております。

○川村清一君　いまの長官のおっしゃっていることは、私の言っていることと同じじゃないかと思う。私は、整備計画を国会が承認をするときに、一港一港全部、その事業計画なんというものを検

討じた上に立つて、これは承認しているわけじゃないんですね。ですから、三百七十港を四次計画では整備いたしますと、その総額は二千三百億でございますと、この数字が出ておる。それを承認

しているわけでありませう。しかしですね……。

○政府委員（太田康二君）　そうじゃない。

○川村清一君　そうじゃないですか、違う——違
うなら。

○政府委員(太田康二君) 二千三百億というものにつきましては、法律上の、国会に御承認をいただくいわゆる整備計画の中には入っていないということを私は申し上げたわけです。

○川村清一君 その三百七十港を承認いたしますと、その承認の中に、国は二千三百億使いますというその数字は入っていないかもしれませんが。しかし、三百七十港を承認するときに、それじゃ、これを整備するときにどれだけお金はかかりますかということは、これは当然聞いていくわけでしょう、その程度のものでしょうか。政府は、いや二千三百億使いますと、こういうふうな回答しているんですか。三百七十港を整備いたします、はい、そうですか、あとは何も議員は聞きませんですか、これに対してどれだけかかりますと、このくらいかかりますということは政府がおっしゃって、ああそうですかと、それじゃ承認するということになっているんでしょう。

〔委員長退席、理事園田清光君着席〕

○政府委員(太田康二君) おそらく四十四年度の整備計画の御承認をいただきますときに、当然そのことが議論になったかと思えます。改修事業、局部改良事業を含まして全部で二千三百億であります。修築事業につきましては、三百七十港を五カ年間にわたって千五百億の御説明を申し上げておるかと思えます。

○川村清一君 これは前に私は、大和田長官に聞いていたんですよ。これは第四次計画が始まってから二年目か三年目に聞いているんですね。そうして、一体、第四次計画の現在今年度における進捗率は幾らかと。それから、これは必ず四十八年までの五カ年間に完全実施できるかどうかというところも聞いていたわけですよ。そうすると、現在においては何%いきましたと、これから以後毎年予算の伸びを二八%ぐらい伸ばしていけば、必ずその計画は完成できますというのを長官はおっしゃっているわけですよ。そうすると、その何%で今度は将来この年度内に必ず一〇〇%するといふ、そうすると、そこに当然事業量に対して、事業量というのになると二千三百億、実質的には二千億、二千億に対してこれは何%ですと、ですからこれを二八%ずつやしていくと、

これは必ずできますというのを言っているんですよ。そうすると、そのときに金額が問題になってくる。ですから、二千三百億全部がですね、これは二千三百億というのは二千億ですね。これは全部が何%修築とは私は、言っているわけじゃないですよ。もちろん、この中には改修も入るといふことを言っているんですよ。だから、修築ならやはり千五百億、これは切って言っているわけですがね。いずれにいたしましても、七一・四%というものは、水産庁が評価されているように、私はやっぱり評価しています。よくやったと思っております。正直に言っておね。あとは昭和四十八年に二八%伸びれば、これは一〇〇%になるわけですから、昭和四十七年で七一・四%、約七二%いたというところは、四十八年度に四次計画でもう一年あるわけですから、四十八年で二八%いけば一〇〇%になるわけですから、これは私もよくいったと思つて評価しているんですよ。

こういう立場で聞いておるわけですから、二千億に対してはそんなんですよ。ところが、四年前と今日ではいろいろと経済状態が変わってきているから、単価も高くなつてきているから、したがって、最初の計画のこの一〇〇%やるためには、これは四十四年のときの物価と現在の物価が違ふんだから、単価が違つてきておりますから、その二千億を完全に消化をしても計画を一〇〇%達成することはできないことになるんじゃないかと。そこで調整費二百億というものがあつたから、この二百億を使えば、そうすると、事業全体一〇〇%いくんではないかと、そういう考へに立つて聞いておるわけだ。二百億を何にも使わないで、大蔵省に返してしまふというんであれば、これはもったいない話だから、何とかこの調整費二百億というものを使えないかどうかというのを私は胸に置いてお尋ねしている。もう一度御答弁してください。

○政府委員(太田康二君) これは調整費ということとで、いつの段階においてこれを有効に使うかどうかという問題はあつたわけですから、

も、私どももいたしまして、今日まで計画的に進めてまいりまして、その間におきまして、物価の上昇等がございましたから、計画に対しましては事業費の値上がり等もございまして、金額面で見ますと、二千億に対して七一・四%いたと、しかし、実際を見ますと、計画したとおりのことができていくかどうかという点につきましては、御指摘のとおりであらうかと思つてござい

そこで、従来のこういったものの取り扱いいたしまして、他の長期計画等の例もあるわけでございますけれども、おむね計画が何と申しますか、大半を終わりますと、完了を待たずに新しい計画に変更するというのが行なわれるのが通例であらうと私、存じておるのでございますが、そこでいま先生の御指摘のように二百億返しちゃつても、四十八年度が残っているわけでございますけれども、私どももいたしまして先般景気浮揚策というふうなこともございまして、四十六年度に相当の補正予算も計上いたしました。したがしまして、あと二千億に対しての計画といたしましては、一〇%ぐらい伸びればおむね達成するということになるわけでございますけれども、これは先般来申し上げておりますように、私どももいたしましては、やはり新しい事態を踏まえまして、ここで第四次漁港整備計画というのが一応まだ年度途中ではございまして、できますれば四十八年度を初年度といたしまして、向こう五カ年間の五十二年までの新しい第五次漁港整備計画というものを、私どももいたしましては現段階におきまして明年度予算の編成の際までにつくり上げまして、また国会の御承認を得てまいりたい。これは当然財政当局との話し合いということもあるわけでございますけれども、そういうつもりでおるわけでございます。

○川村清一君 第五次整備計画に明年から移行することはけっこうでございます。その問題につきましては、またお尋ねしますけれども、そこで、問題をちよつと変えてお尋ねしますが、第一種漁

港ですね、これは修築事業として着工いたしました。そしてこれを完成するまでには、一体どの程度の金がかかるのか。これは港々によって違ひましようけれども、これは第一種漁港というのは、大体規模がきまつておりますから、平均して一体どのくらい予算がかかるのか、これを教えてくれませんか。

○説明員(矢野照重君) 各整備計画を立てる段階におきましては、その計画期間であります。たとえば第四次の場合には、五カ年というところで一応そのときの所定の規模のものは完成するというところで計画を立てております。しかし、現実には今回第五次整備計画改定の問題が起こっておりますように、その時点において考えました漁船勢力なり水揚げ高の増というふうな問題がございまして、途中で所定の計画が完成しない以前において、さらに規模を増大するというふうな計画改定等をやっておりますので、一がいには一種漁港ですと何年というところは申し上げにくいのですが、少なくとも計画を立てる段階におきましては、計画期間で出ます。たとえば第四次でございまして五カ年で一応できるものを計画として立てております。

○川村清一君 いや、私の聞いていたことは、そのこともお尋ねしようと思つておりましたけれども、お金のほうを聞いています、一体幾らお金がかかるか、予算がどのくらい組まれるのか、一つの漁港をつくるのに。これはもちろん漁港によって違ひますけれども、平均して大ざっぱに言つて一つの一種漁港をつくるにはどのくらい金がかかるか、端的にいえばそういうことです。

○説明員(矢野照重君) 第四次計画について申し上げますと、修築について申し上げますと、第一種漁港につきましては八十三港やっております。総事業費が二百億でございます。第二種漁港に五千五百億になるかと思つて、第二種漁港におきましては、百四十四港で総事業費が三百九十億でございますので、二億五、六千万になるかと思つて、それから、三種漁港におきましては七十五港ございまして、総事業費が四百二億という

ことで五億強になるかと思ひます。それから、特定第三種漁港におきましては十一港ございまして、総事業費が二百五十億というところで一港当たり十二、三億、第四種漁港におきましては五十港ございまして総事業費が二百五十二億というところでございまして四億ちょっとになるかと思ひます。——特に三つございましては失礼しましたが、二十二、三億になるかと思ひます。詳しくはちょっと計算してまた申し上げます。

○川村清一君 私に聞いておることは、いま部長さんは一種、二種、三種、四種とおっしゃいましたが、特定第三種までおっしゃいましたが、特定第三種について全体で何億と、それは特定第三種を第四種整備計画で整備事業をやっていることはわかっている。しかし、これはもう第三次で終わるときもあるわけですね。あるのをこれを第四次計画でもって規模の拡大、こういう形でやっているわけですね、私の聞いておるのとはそういうことではなくして、まあ一番先に何にもないところに港をつくる、そうすると一番規模の小さい第一種あたりがいろいろと、それをお尋ねしているわけですね。第一種漁港を何にもないところにつくった、つくってできるまでに全体でどのくらいお金がかかりますかというのを端的に聞いているわけですね。

○説明員(矢野照重君) それは地形、それからつくります施設によりまして相当な幅がございまして、たとえば湾港なんかをつくり出す場合には係留施設だけでけっこうですが、そういうときには比較的少額で済みますが、しかしながら、砂浜等で防波堤等かなり大規模なものをつくってやる場合には、同じ泊地面積にしても相当な費用が要するというところで地形とか地盤その他、そういうものによつて左右されますので、一がいには幾らと言ふことがなかなか困難なことだと思ひます。○川村清一君 全然私が知らないしろうとで尋ねているのでなくて、だから言っているでしろう、漁港によつて違ひますということを。いろいろ

る条件が違ふからお金が違うということを知っているのですよ。だけれども平均してわれわれしろうとに第一種、まあ私どもが浜へひとつ行ったとしますか、よその人が出てくるとしますか、先生、ぜひここへひとつ漁港をつくって下さいと、一種でけっこうですか。それから、努力してやると言われたときに、よしわかったと、努力してやると言いたいところでしょう。そのときに、ここに港をつくらうと一体どのくらいお金がかかるだろうという、これは直観的に何もこれはわからなければよくつくってやると言つたもののこれはたいへんな、これに五億も十億もかかるものを、そんなものを約束したところで、これはとても実現しそりにもない、ですから大体どのくらいお金がかかるかわからないわけですね、わかつておるわけですね。それは地形によつていろいろ条件が違ふというところはわかっています、わかつておるけれども第一種漁港といへば小規模なものでしょう。だから、私は第一種を言っているわけですね。その第一種漁港をつくるのに大体いまから十年、十五年ぐらいい前ですと、私は一種は少なくとも一億三千万から一億五千万くらいかかると、こゝろ思つたのです。しかし、いまなら二億くらいかかるのじゃないかと思うのだけれども、こういうことでお尋ねしているわけですね。それはあなた、三億も四億もかかるものもあるのだから、一億二、三千万でできるものもあるでしょう、しかし、ばつと、まあこれならどのくらい、こゝろ言えるようなものもあるでしょう。だから平均してどのくらいですかということをお尋ねしているのです。そうむずかしいことを聞いているのじゃないですか、ひとつ言つて下さい。

○説明員(矢野照重君) これ、非常に幅がありまして、なかなか言いにくいのですが、先ほど参考までに申し上げましたように、第四次計画におきましては、一種漁港におきまして、大体一回当たり二億五千万程度になるということを申し上げたんです。○川村清一君 それじゃわかりました。そうしま

すと、第一種漁港をつくるのに大体二億から二億五千万というところで、わかりました。そこで、それじゃそれをつくるとして何年ぐらいいかかるのか。当然整備計画に乗せる以上は、私どもは計画内において実現するような計画を立てますと、こゝろいうようなことですが、それは一体どのくらいか。いわゆる計画内期限です。それから五年間、五年間この漁港をつくらうという、ひとつやばりといううめど、計画でもって実施計画をつくるわけですね。そう考えられておる水産庁は一体予算の配賦をされておるかどうか、こゝろ一つ問題なんです。先ほど宮崎委員が質問をされていましたが、二十年たつたけれどもまだできない。できない事情があることを私は知つて二十年たつてもできないけれども、端的に言つて二十年たつてもできない、こゝろいう事例は私もたくさん知つています。そこで、いまおっしゃつておることと実際は全然違ふんじゃないですか。私の知つておることと昨年から着工をした漁港があります。一種漁港があります。初年度は何か一千万足らずですね、予算づけが、もつともこれは修築じゃございせんよ。修築じゃございせんけれども、そうして二年目は三千万程度、そうすると最初から五年間でできるし、かけにはなつていないわけですね。もう最初の計画からして、この港ができるまでにはその整備計画二期分ぐらいい、最初の計画五年、次期計画五年、十年ぐらいいでできたわけですね、こゝろいうようなことでされておるんじゃないですか。どうですか。

○説明員(矢野照重君) これは前半申し上げましたと、先ほど長官から申し上げましたように、四年度におきまして今年度の進捗が七一%ということになります。個々の漁港ごとに考えました場合には、それぞれの漁港につきましてその施設の速度とか経済効果とかあるいは緊急性とか、そういうものを勘案してつておられますので、個々の港につきましては、必ずしも現在全体の進捗が七一%だから七一%ということには、これはならないと思ひます。

○川村清一君 まあ、そういうことになるでしろうね。そこで私がお尋ねしているのは、大体一つの港ができ上がるまでには、何年ぐらいいかかるかというのを尋ねておるわけですね。それも個々の港によつて違ひます。それも承知して、これを大体何年ぐらいいでできるのか。こゝろがその計画期間中にやるように計画しますと、こゝろいう御答弁であつたので、五年が二、三年延びて七年か八年ぐらいいでできたら、これはけっこうですよ。個々の港は違ひますけれども、最低の条件のところであつたので、長くたつて十年ぐらいいでできるような計画になりませんか。どうですか。

○説明員(矢野照重君) 当初の、かりに二次計画、三次計画——当初着工計画を立てました規模のもので、それ以上の将来の泊地の増とかあるいは係船延長の増とか、そういう計画規模の増という問題がなければ、当然平均で五カ年あるいは多少あれしても七、八年で完成すると思ひますが、その間、先ほど申し上げておられますように、計画の改定という問題がございまして、計画増になつておりました、結局その分がだんだん延びていつているという状況でございまして。○川村清一君 それは部長さんの御答弁ですが、ちょっと納得できないんです。私の知つておる漁港で、昭和二十三年に農林省指定の漁港があります。これ現在まだ着工をやつておられます。これはあなた二十三年に着工してまだやつておられます。それはどういふことかという、いろいろな問題があるわけですね。それで、一次でできなくて二次にかかる、二次をやつておるうちにまた条件が変わつて第三次に移る。第三次をやつておるうちにまた条件が変わつて第四次に移行する、こゝろいうことがありますが、私はわかりません。むしろ長くかかっていることもその理由をつくるわけですね。私はそう思ひます。いいですか、いまこの漁港の必要度があつて漁港をつくつて下さいというところをお願いする。よし、ではつくつてや

ろうというわけで指定をして、そうして着工したとします。そうすると、この必要度というものは、現在の漁港の実態の中から必要が出てくるわけですよ。そうすると、やはり現実の条件に合った漁港なんですよ。ところが、これが何年かたつていくうちにこの条件が変わってくる。条件が変わってくるから、この漁港では間に合わないというところで、計画変更して次の整備計画に乗っていく、こうなっていくわけですが、これはわかるんですよ。わかるけれども、ここから十年、十五年たつたときに、十年前と十五年前では条件がすっかり変わっております。漁港を取り巻く漁村の状況というものが、漁業の実態というものが、いわゆる資源にしても変わってくるし、漁業構造が変わってくるんです。無動力船が動力船に変わっていくた、あるいは漁船の大型化といったようなことで、この規模では合わないという条件が出てくるんですね。それからもう一つは、内地のことはよく存じませんが、北海道あたりたくさんあるんですが、漂砂によって砂が入って、早くつくってしまえば砂取りできるわけですよ。それをケーソン一つか二つ入れて、そうして、そのくらの仕事しかりないんですから、一年間にケーソン一つか二つ入れてやめてしまふんですから、全部できるまでに十年も十五年もかかるのは、初めからそのしかりになっておる。五年ででき上がるなんて、そんな計画なんか私、知らないですよ。できたのを見たことがないんですよ。そうしますと、砂はどんどん入って、砂入り間になってしまふ。そういうようなことで長引けば長引くほどその漁村の状況、漁業の構造が変わりますから、どうしても計画変更していく。計画変更してすぐまた効率的に金をかければいいんですが、かけないものだから、これはますます長引いていく。二十年たつてもまだできない。こういうようなことになっていくんですね。どうですか、こういうのはありませんか。ぼくは全国的にあるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。ですから、ぼくの言いたいことは、もう少し整備計画を立てると

きに、漁業動向の推移というのを見て、それに対処して漁港の規模、事業計画等を立てるにあつては、部長のおっしゃっておるように年次内に必ず完成するというような、そういう考え方でずつと計画を立てて実施すべきだと、そうして漁港予算はもっと効率的に使うべきだ、長引いたためにむだな金をずいぶん使つてますよ。先ほど申し上げましたように、砂が入ってどうにもならぬ、また砂を出す、こういうようなことを繰り返す。ちよつとさういふ川原の石積みみたいなことをやっているところがたくさんありますよ。なぜ、こういうようなことになっているかということですよ。それはあまりに漁港の配備というものが総花的なものです。この地図をごらんください。これは北海道あたりでもそうですからね。北海道の渡島、檜山、この地帯あたりは一つの町に漁港が五つも六つもあるわけだ、五分も車で行くところがあるわけだ。また行くと漁港があるわけだ。これ全国的に見ても、ここのほうは私は現地に行つたことはないからわかりませんが、この地図の配置とわが北海道の配置と比べてみると、北海道でもそうなんだからこなんかもつとものとひといいのではないか、車で三分も行けば漁港があるのじゃないか。これは長い歴史がたつていますから、ここのほうはできていると思うが、こんなことでできるはずがないでしょう。そこで私が一港をつくるのに一体どのくらいお金がかかりますかと聞くと、何か警戒をしてもたして言われぬ。たとえば二億としますから、二億のお金をかけなければできない港を一つの計画の中で四百も五百も持つて、これを四年間でやります、五年間でやりますといつても、やれるようなしかりじゃないでしょう。だから、もっと合理的な計画を立てて、この計画の中ではこの港は必ず完成するのだと、よけいな、ほかのほうはちよつとがまんしてくれというくらいでやつちゃう、そうして次の計画では、またこのやつを完全に仕上げるのかどうかな漁港行政というものができないものかどうかということをお私にここで指摘したいのですよ。

お金ばかりかけたつて、ちよびりちよびりつたつて何年たつてもできないでしょう。第一次の整備計画に載つたのが第四次の整備計画に残つておつてまだできないという港がたくさんあるのじゃない。そうして先ほどの話によると二千七百のうち全然手をつけてないのは三百もある、こんなばかばかしいことがありますかどうか。農林省が指定した漁港が二千七百ある。その二千七百のうちまだ何にも手をつけていない、ケーソン一本できてないのが約三百あるというのです。そうすると、漁民の方々は指定されているのですから、農林省漁港として地図の上に載つていてるわけですから、一体うちの漁港はいつできるのだから、何年たつてもできないということになると、政府に対する不信感が非常に強くなるのじゃないですか。こんなにくさん一つの原因として、ぼくははっきりいいたいことは漁港行政というものが政治力に振り回されてるからだ。道南のほうに行つたら何々代議士の漁港というものがたくさんあるのですよ。私は、何々代議士の漁港もいのだ、できておれば、できない、十年たつたつて十五年たつたつてできていない、ケーソンが三つか四つ並んでおつて、これが何々代議士の漁港だと、選挙になるとおれがつくつてやると胸を張つて歩くものだからみんなが当てる、そしてあの先生に頼んでやろうというわけですよ。なるほど農林省が指定してくれただけで、先ほど申し上げましたように子供のおもちゃを買つてくるようなわけにいかぬのですよ。一つの漁港つくるのに億の単位の金がかかるのですから、一つの町村に五つも六つもあつてこれが全部できるといつてできつこないでしょう。ですから、漁業構造改善、漁村の構造改善、こういう観点から漁港行政というものを根本的に改むべきじゃないかと、ぼくはそう思いますけれども、これは水産庁の長官並びに赤城農林大臣の御意見を私はお聞きしたいのです。

○政府委員(太田康二君) 私農林省の予算課長をやつておりました際に、そういうようなことを申し上げたこともあるわけでございますけれども、漁港の場合には、先生も当然お考えだと思いますが、やればやるだけの効果があるということ、確かにこれが総花的に流れているのじゃないかというような批判はあろうかと思いますが、ただ、私どももいたしましては、まあ現在の限られた予算の中でやつておることでございますし、その間におきます漁業状況の変更等もございまして、完成がおくれるというふうなことにございましては、ある程度先生も御理解いただけるであらうと思ひますが、いずれにいたしまして、修築事業が重点でございまして、この三百七十港につきましては、各施設別に計画を立てまして、それを少なくとも五カ年間で終わる。しかし、それが終わつた段階におきまして、実際に漁船がふえたりというふうなことで、その施設では足りなくなるといふことでございまして、また次の計画に改定をしてまたこれを取り上げていくというふうなことでございまして、そういう意味では、まあことばが過ぎるかも知れませんが、エンドレスな形で次から次と整備がされていくというふうなことがあるかと思ひます。なお、そのほかに改修事業とか局部改良事業をやつておまして、これでさつぱり完成しないじゃないかというふうなおしかりも受けるわけでございますけれども、そういう点につきましては、私も今後の予算の執行にあたりまして、一つはやはり何と申しましても、ワケをもつと大きく取ることが大事でございまして、緊要度に応じて確かに重点的、効率的な施行ということ、公共事業について常日ごろ言われておることでございますから、十分考へてやつていきたいと、かように存じております。

○川村清一君 大臣いかがですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 御指摘のとおりだと思います。むやみやたらに計画もなくして当てもなく指定するということは、十分考へていかなくてはならぬと思ひます。指定した以上は、何年間にやれるというふうな見通しで、少しは議員の連中

に泣いてもらっても、悪い顔しても、そうしなく
てはこれは全く全体の不信を買うと思います。そ
ういう面で、できるといふ目あてのつくものを指
定をして、また指定した以上は、やはり早く貫徹
するといふこと、それからもう一つはやはり予算
を、どうも農山漁村に対しては、公共事業として
も予算の割り振りといふますか、少し少ないの
じゃないかと私は思います。で、やはり金があれば
指定しただけでいいのですが、ないのによけい
に指定してしましますから、どうしてもおくれ
ていまいかな御指摘を受けるようなわけでござい
ますから、両面から、漁港の指定を慎重厳重に
やってやるような見直しをつけてやる。で、指
定した以上は、早期に完成するといふこと、それ
にはやはり金が必要ですから、予算を相当裏づけ
するように努力する、こういうことでやっていき
たいと、こう思います。

○川村清一君 漁村にとりましては、大事な生産
基盤としての使命を持つておる漁港でございます
から、漁民にとりましては、何をさておいても漁
港が必要です。ですから、もう全力をあげて自分
の地先に漁港をつくっていただくように、一日も
早く完成していただくように政治力をたよって
いろいろお願いする、これはもう漁民のあたりま
えの気持ちだと私は思うのです。しかし、それを
いわずにそのまゝ受けて、そうして總花的に
こまごま予算をつけていったところで、かえつて
でき上がるのに年数がかかってしまします。そう
して漁民の期待にこたえられないばかりでなく、
いわゆる行政や政治に不信感を持つようになる。
やはり予算にはワケがあるのですから、もつとも
と予算獲得に努力していただいて、

〔理事 國田清光君退席、委員長着席〕

漁港予算なんかもうんとふやしていただくとい
はしまして、もう二千七百の漁港を五年間なら五
年間に全部やり終えてしまふなんといふことは、
これは夢のような話なんです。ですから、そこに
やはり優先順位というものををつけ、そうして大
事なものは五年間なら五年間で完全にやってい

くという重点的な、効率的な予算措置をして事業
を執行することが大事でないかと私は思うので
す。そのことが漁民のためにも親切になり、また
水産業の発展のために寄与する道であると信ずる
がゆえに、こういうことを申し上げておる。ばく
も北海道で道会議員なんかやっておったときに
よそへ行くと、町長あたりから陳情されます。そ
うしてうちの町にうちの町にと言つて、お互いに
町長がおれのほうに早くつけてくれといふことを
言うわけですね。これもどっちも必要だけれども、
どっちも早くやりたいけれども、なかなかめんど
うだから、ひとつ町長のほうでじゃけんをやれ、
じゃけんをやつて、ひとつ勝ったほうに先にや
ろうじゃないかといふような、冗談のようなこと
を言つたわけですが、そういうようなことをや
つて、一日も早く完成港をつくっていただくとい
ふようなことで、私は、努力していただく、そのこ
とが大事なことでないかと思ふのです。

この特定第三種の問題にかかりますけれども、
今度の法律改正によつて外郭施設と水域施設につ
いては、国の負担率を七〇%までに引き上げまし
た。これはけっこうなことですが、ほんとうは七五
%にしたかったんですが、七〇%に上げたというこ
とは、当局の努力といふものを評価します。ただ
納得できないのは、この外郭、水域、それに係留
施設の補助率アップをしなかつたことは、これ
はどういうわけですか。これはどうも評価できま
せん。こゝはちょっと高く評価しながらも、そこ
だけは評価できないのですが、それはどういうわ
けですか。

○政府委員(太田康二君) この点につきま
しては、先般も申し上げましたが、私もど
うも申し上げたことある程度重点を
しぼつてやりませんと、なかなか
実現がしにくいという点に重点を置か
うことで、公共性が高く、しかも整備に多額の
費用を要するといふことで、やはり外郭施設と水

域施設というものを取り上げてまして、これに重点
をしぼつて国庫負担率の引き上げをやつたと、こ
ういふことでございます。

○川村清一君 何かちょっとわからないのです
が、外郭施設と水域施設ができましたも、係留施
設が完備しなければ利用できない、利用度が低
くなるわけですね。ですから、これは三位一体なん
です。ですが、いまの長官のお話では、われわれは
重点的にしぼつてやつた、こういうわけなんです
。そうすると係留施設のほうは、外郭や水域施
設に比べて重点度が低いといふことですか。水産
庁のほうはやはり漁港法に基づいて、これは外郭
、水域、係留、こういう三つについて補助率を上げ
てくれと、さらには七五%を、漁民の要求に応じ
て七五%として大蔵に要求したのですか、しな
かつたのですか。ところが、大蔵のほうは、七五
%は聞かれない、他の公共事業の関係もあるから七
〇%がまんせいと、外郭、水域がまんせいと、
係留のほうは、これは認めないといふことで、大
蔵のほうに押し切られたのではないかと私は思
うんですが、そうじゃないですか。最初から係留の
ほうは上げていかなかったのですか。

○政府委員(太田康二君) そのとおりでござい
ます。

○川村清一君 そのとおりだといふことは、どの
とおりですか。

○政府委員(太田康二君) 私どもは、初めから国
庫負担率の引き上げを実現したいといふことで、
重点をしぼつてまいりました。決して係留施設が
大事じゃないといふことを言っているのではありません
。いませんけれども、先ほど申し上げましたように、
多額の費用を要する面につきまして国庫負担率を
引き上げますれば、それによつて地元の負担の軽
減にもつながりますわけでございますから、重点
をしぼりまして、何も係留施設が大事じゃない
といふことを申し上げておるわけではございませ
んが、その二つに上つて国庫負担率の引き上げを
要求した、こういうことでございします。

○川村清一君 係留施設が大事じゃないことはな

いと言つけれども、その大事じゃないことはない
ことをどうしてやらなかつたのですか。係留施設
も補助率を上げてもらへばよかったのに、それを
要求しなかつたのですか。外郭と水域をやつて、
係留のほうはそのまゝにしてしまつたといふこと
は、大事じゃないと言われないとすれば、外郭施
設に比べて係留のほうは大事じゃないといふ、そ
ういふ理解の上に立たなければならぬといふこと
はできないはずじゃないですか。それじゃ納得でき
ない。大蔵へ持つていったけれども大蔵が認めな
かつたといふならやむを得ないけれども、初めか
ら係留のほうはいいのだといふふうなことじゃ、
ちょっと納得いかない。それであれですか、漁港
の係留施設はやらなくてもいいのですか。完成し
なくてもいいわけですか。利用度はそれでいいわ
けですか。だからさきさき一番先に聞いたでし
ょう。外郭施設、それから水域施設、係留施設を具備す
る港が何港あるか、いずれか未完成な港が何港あ
るかといふことを、冒頭私はお尋ねしたわけ
です。そうすると、これはやはり漁港法にもはつきり
載つておるわけですから、この外郭、それから水
域、それから係留と、これはやはり基本施設であつ
て、そのほかに今度は機能施設である。この基本
施設のほうに係留のほうはさつちより重要でな
いといふような取り扱ひはされては、漁港に対
する認識がちょっと足りないのではないかと
思ふのですが、長官どうですか。

○政府委員(太田康二君) だから、私が申し上げ
ましたように、係留施設を何も軽視したといふこ
とを申し上げておるわけではございませんけれど
も、全部補助率、国の負担率を引き上げてもら
うことが好ましいことは言うまでもないわけ
でございますが、きびしい情勢の中で、原則とし
て公共事業の補助率の引き上げは行なわな
いといふようなことがいつも原則としてきめられるわけ
でございます。なかなかこの負担率の引き上げ
といふのは困難でございします。なおかつ他の同種
の公共事業、特に私どもは港湾との対比を言うわ
けでございしますけれども、港湾の場合にも、やは

り外郭施設と水域施設に比べますと係留施設の補助率が低いというようなことも実態としてあるわけでございますので、私どもは重点をこの二つにしぼって要求した。そうして百分の七十五まではいきませんでしたけれども、百分の六十が百分の七十になったということで、決して係留施設がなくてよろしいとか、係留施設は軽んじてよろしいなどというものを申し上げているわけではないわけでございます。

○川村清一君 まあ長官のお考えもわかりました。しかし、そういう姿勢に対してはちょっと納得いきかねるのです。

ですから、さらにお尋ねしますが、それでは第五次整備計画というものを対して、農林省としてはどういう構想を持っていられるか、これをお尋ねします。

○政府委員(太田康二君) 先ほどの先生の御指摘もございましたように、私ども第四次計画で初めて五十年間というようになことをうたつて、計画が五十年間ということを示したものでございまして、五十年間におきますところの先を見通しまして、漁船の隻数あるいは漁獲量等も想定をいたすわけでございまして、現実の動きは、さらにそれよりも早いテンポで動いておるわけでございます。そこで私どもといたしましては、第五次の漁港整備計画というものをつくるに至ったゆえんは、先ほど来申し上げているような経過がありまして、私ども策定の作業をいたしておりますが、やはりその際、漁船の大型化あるいは漁獲量の増大、水揚げの集中化、輸送形態の変化、さらには最近におきましては増養殖事業が非常にふえておるといふような、第四次漁港整備計画を立てました以降今まで、さらに先を見通しての漁業情勢の変化、こういったものを十分計画の中に織り込んで第五次の漁港整備計画を立てたい。その際、当然、先ほど来議論になっておりますように、物価の値上がり等もございまして、魚価の整備がおくれているというふうな意味で、整備の促進も要望されておるわけでございますか。

ら、私どもといたしましては、規模もまだ最終的に幾らというふうな額までまとめ上げてはおりませんけれども、現在実は各都道府県を通じて計画を聞いておるといふようなことでございまして、最終的なまとめができておりませんが、私ども最終の予算の編成までに、かなり思い切った規模の全体計画というものを立てたいということで、せっかく検討作業を続けておるといふことでございまして。

○川村清一君 かなり思い切った規模という、そのかなり思い切った規模なんです。それはこれから各県からあがってきたものを積み上げて、そうしていわゆる現在の漁業の実態、さらに将来の展望というものを十分勘案して、そうして計画を立てるということですが、そこでそのかなり思い切った規模といつても、これは第四次の事業量は総額二千三百億、こういうものがあります。一次は何億、二次は何億、三次は何億、四次は何億とあるわけでしょう。そうすると、もう昭和四十八年からやるわけですね。そうすると、大体この八月にはもうまとめなければならぬでしょう。農林省で、この八月には予算規模をまとめなければならぬでしょう。そうして大蔵に出さなければならぬでしょう。いま、まだ、全然その日になるまで金額はわからないのですか。それはこまかい数字は、わからなくてもいまの抱負があるでしょう。長官の持つていらっしゃる抱負に基づいてやるというならば、大体どのくらい程度の事業量というものがいまなかったら、こんなものできるわけじゃないですか。いまだのくらいあるんですか、どのくらいの構想を持っていられるんですか。

○政府委員(太田康二君) まだ各県からのいまヒヤリングを個別漁港ごとにやっておる段階でございまして、いま全体として向こう五十年間にどのくらいの規模であるかということは申し上げかねるわけでございますけれども、私どもといたしましては、当然常識的な線もございまして、他の何と申しますか、長期計画の伸び率等のことも

当然念頭に置きまして、全体のワック、こういうものは、きめてまいりたいというふうな考えでおります。

○川村清一君 それでは、一体どのくらいの構想を持っていられるというところをお聞きしているんです。観念的なことはわかりました。しかし、二千七百六十一港という農林省指定漁港があつて、これがいまだに完成したものが何港もない。しかも何ら手を加えてない、着工してないものが三百港以上もある、これが実態なんですよ。そして現在の日本の漁業の構造は、どうなっているかというところを、それから将来に対してどういうふうな発展していかなければならないか、政策があるわけでしょう。その政策にあわせていくなれば、当然第五次はこのくらいのものが必要だということをいまここで申し上げたつて、それを、前にそう言っておきながら、実際こうなつた、けしからぬなんていうそんなけちなことは言いませんよ。私はこの際、広大なひとつ構想を持ってもらいたいと思う。ということは、農業における、漁業の漁港に匹敵するのは土地改良ですね、生産基盤の整備ということ。そうすると土地改良については、たしか昭和四十年から四十九年までの十年間の長期計画だ、二兆六千億です。これはあんた、もう夢みたいな大きな数字を農業の土地改良にはやはりそういう計画を持つていられるでしょう、それがどのくらいできるかは別として、それだけの構想を持つて事業に取つかかっているというこの姿勢は、私は評価したいと思う。

ところが漁業においては、農業の土地改良に匹敵する生産基盤の整備というものが漁港なんだ、漁港整備にもっとこの大きな理想を持って、構想を持つて力を注ぐという観点でお聞きしているんですが、いま第四次計画ではわずか二千三百億円、しかも実質は二千億億円だ、それを実施した際には、それと日本の漁港というものは、どれだけ整備されたかということを検討してみると、これはたいしたことではないということになるれば、この際、第五次計画には全漁民の要望

である漁港整備というものにもっともつと力を注ぐべきじゃないかということ、二千三百億や三千億ぐらいではだめですという気持ちを持つてお尋ねしておるんですが、少なくとも第四次の三倍ぐらいの構想を持つて、三倍以上ぐらいの構想を持つて取つかかるべきじゃないかという考えのもとにお尋ねしているわけですが、それとも言えません。

○政府委員(太田康二君) 私どもそうありたいと思ひますが、いませつかく積み上げをやつておることでもありますし、まだ八月まで時期もあることとございまして、十分検討をいたしまして、私なりに最大の努力をいたしまして、第五次の漁港整備計画というものを策定したいということとでございます。

○川村清一君 それじゃしかたないです。ぜひりっぱなひとつ計画を立ててやつてください。まだ私、議論がありますからね。第五次計画が出てきたときに、こんな計画をつくつてと言つていやみを言われないようにひとつやつてくださいます。これはお願いしておきます。

それじゃ、沖縄県の漁港の問題についてちょっとお尋ねをいたします。沖縄県の漁港の整備状況は一体どんなような状況になっているか、それから向こうの漁港法に基づいて指定された漁港が何港あるか、そして整備計画に乗つて整備事業がされておる漁港は何港あるのか、現在利用できる漁港というものは何港あるのか、こういうようなことについて概略御説明願ひたいと思います。

○政府委員(太田康二君) 沖縄におきましてこの漁港の整備の問題でございまして、御承知のとおり、一九六一年以来、琉球政府による沖縄漁港法に基づきまして沖縄の漁港の整備計画が定められてございまして、御指摘のとおり、その整備がたいへん立ちおくれしているのでございます。そこで、復帰前にたしか四十四港指定をされておりましたが、五月十五日までにさらに十六港追加されました、現在六十港が指定をされております。内

訳を申し上げますと、第一種漁港が五十一、第二種が三、第四種が六ということで、全部で六十というに相なっております。

私も漁港の整備計画の技術援助というようなことで向こうに出向いて参った者の話を聞きますと、実際に利用できる漁港らしい漁港、内地の漁港に匹敵するものなものは第二種漁港の糸満、泊、石垣、この程度のものでございまして、あとのものはきわめて、ことばは悪うございしますが、整備がたいへんおくれいているというような状況でございします。そこで私もいたしましては、本土の漁港法を即時適用いたしたわけでございしますが、現行の沖繩の漁港の整備計画につきましては、本土の漁港整備計画が改定されるまでの間は、とりあえず本土の漁港法に基づきまして漁港整備計画として取り扱うということとして引き続き整備を促進するというところで、実は本年度も国費十一億六千八百万円を計上いたしておるわけでございします。そこで、私もいたしましては、先ほど来申し上げておりますように、できますれば四十八年度を初年度とし五十二年度を目標年度とする第四次漁港整備計画というものの改定を考えておりますので、その際、沖繩におきましますところの基幹的な漁港につきましては、沖繩の振興開発特別措置法に基づきまして振興開発計画というものもあるわけでございしますから、これと十分な調整をはかった上で、私どもの計画の中にこれを当然組み入れまして、その重点的な整備をはかってまいりたいというところでございします。

最後に、漁港関係でお尋ねしたいことは、漁港の整備はもちろんでございしますけれども、漁港の背後地の環境整備について、これは漁港が整備されまして漁業が盛んになりますれば、当然その漁港の周辺に水産加工場がたかさんでできるわけですね。そうすると、水産加工場ができれば必然的に臭気であるとか廃水とかというものによる公害が起きてくる。そこで、この公害排除のためには、その水産加工施設というものをやはり集团的に他に移動させるという必要が出てくるのではないかと申すのですが、いわゆる水産加工団地というものをつくっていくという必要が生まれてくると思うのです。そうすると、どうしても漁港の近くに——漁港からうんと遠くに離れたところでは困るので、漁港の近くに水産加工団地をつくる用地が必要になってきます。そこで、この公用団地の造成であるとか、あるいは漁港の整備とともに、これは農林省所管ではございせんけれども、関連の仕事として申し上げておるわけですが、それにひとつ意を用いていただかなければならないということ、もう一つは、水産が盛んになればなるほど、輸送機関が非常にそこにあるということ、道路の整備ということが必要になってきます。道路がきわめてふくそうしておる。どこへ行っても、そこで道路の整備のために、やはり漁港の整備と同時に、関連して努力してまいらなければならぬと思うんですが、こういう点に第五次の整備計画作成にあたっては、いま申し上げましたような事項も十分取り入れられまして、建設省などと話し合って、この実現のために努力していただきたいということを申し上げたんですが、これに対する長官の御見解を承っておきたいと思ひます。

で、そういったところでは御指摘のとおりな加工団地の形成ということも当然考えなければならぬわけにございまして、私も漁港協同組合等が加工場をつくるための施設用地、こういうものは現在の漁港の予算である程度めんどろを見ることもできるわけになっております。私も聞いておりますと、県自体の今回の計画にはかなりそういった面での配慮が払われておるようでありまして、私も、予算面で見られるものは予算面で手当てをいたしますが、それ以外にも、流通加工団地形成事業というような事業で補助の道も講じておりますから、これらが一体となって、漁港が本来の意味の機能を發揮できるような運営はしてまいらなければならぬだろうということ、その点は実施の段階におきましても配慮してまいりたいと思っております。

それから、道路の問題もたいへん確な御指摘でございまして、私も、例のガソリン税の見返り事業として漁港関連道というのをやっております。ただ、これはガソリン税の見返りを財源としておりますので、伸び率があまり大きな伸び率ではないに、全体でたしか十二、三億だと思ひますが、これは財源でそういうことで制約を受けております。これを有効に使いますし、最近聞きますと、建設省あたりでも市町村道に力を入れるというところもあるようでございしますから、そういった事業の実施にあたりまして、漁港の整備が十全の意味で、何と申しますか、そういう面も完備されまして、ほんとうに漁港としての機能が十全に發揮されるというふうに事業の実施に当たりますして、十分配慮してまいりたい、かように存じております。

〇川村清一君 漁港法についていろいろお尋ねしました。納得できかねる点もいろいろあるわけですが、もう少し忌憚なく長官から御答弁いただきたいと思っております。なぜかと申し上げますと、私もやはり漁民の期待に沿って、漁港を一日も早く整備してあげなければならぬという気持ちを持っております。そのためには、何と言つても、漁港関係の予算をうんととらなければならぬわけですね。あなた方もそうでしょう。私も野党の立場にあつても、やはり国民、漁民の期待にこたえる使命を持っているわけですから、そういう点につきましては、あなたの方の仕事に協力申し上げて、そうして漁港予算を大幅にとること努力する、そうして漁港の整備も一日も早く進めたい、こういう考え方を持っています。だから、第五次計画などについてはどういう構想を持っておるかということをお尋ねしているんです。さくばらんにもっと言いたいと思ひます。ところが何だか、かんだか、さっぱりその程度の御答弁しかならない、こつちのほうが一生涯懸命になっておるのに、あなたがそういう姿勢であるなら、やろうと思つているやつが先を折られちゃって、はなはだ遺憾だと思ひます。もつとこういうようなことは、もうみんなが一生懸命にやらなければだめですよ。だから、その水産の予算なんというのはいささか少ない。そんな姿勢だから、ぼくは所信表明に対して質問申し上げたように、水産庁関係の予算というのは、農林省予算の五%です。五%以上上がったことはいない。もう農林省総予算の五%が水産庁予算だということ。そこで、そういう少ない予算を管理している責任者の水産庁長官の位置というのは、農林省の機構の中ではどういふ位置にあるのかということをお前に大臣に聞いたことがあります。たしか倉石大臣です。そうしたら、農林省の中では水産庁長官というのは最右翼でございまして、そういう御答弁だった。そうすると、太田水産庁長官は農林省の中で最右翼の位置を占めておつて、そうして、あなたの管理する予算は最低の予算である、こういうことでは、全国の漁民に対して申しわけない話です。あなた方には協力しようと思つても、そういうようなことでははなはだ遺憾であります。しかし、しかたありませんので、第五次整備計画をつくるにきつかりやうでございます。また、あとでそれに対して御批判申し上げますから。

そこで、この漁港法に対する質疑は一応これで

終わりまして、次に、中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案について御質問申し上げますが、本法は沿岸漁業振興法——いわゆる沿岸法に基づく中小漁業振興のための事業を実施するための法律であると私は理解しているのですが、それではよろしいですか。

○政府委員(太田康二君) 私どもも中小漁業振興特別措置法と申しますのは、昭和四十二年に制定されたわけですが、その前に制定されております昭和三十八年に沿岸漁業等振興法第九条に即しまして、制定された法律であります。したがって、どちらかと申しますと、沿岸漁業等振興法が基本法としての基本的な政策目標を規定したものでありまして、これに対して中小漁業振興特別措置法というものは、その実施規定であると考えております。

○川村清一君 そうしますと、本法の母法は漁業基本法と言われている沿岸漁業振興法である、その第九条に基づいて行なわれる政策である、こういうふうに理解いたします。

そこで、私はお尋ねするわけでありますが、この母法である沿岸法では、中小漁業者の範囲というものは、法第二条で政令で定めるということに規定されておるわけでございます。それを受けて沿岸法施行令第二条は、中小漁業者の範囲を規定しております。この沿岸法施行令第二条によりまして、中小漁業者とは、「常時使用する漁船の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が千トン以下である。」こういうふうに規定してあるわけでありまして、ところが、提案されております本法の改正案の要旨の一つが、中小漁業者の定義を合計総トン数二千トンを三千トンに引き上げるということであります。で、四十二年にこの法律案が国会に提出されました、これを本委員会が審議いたしました当時、私も議席を持っておりました、私もこの法律案に質問をいろいろやったわけであります。当時私が質問をいたしましたことは、この二千トンという、この二千トンが三千トンにかわるわけですが、そ

の二千トンというのは母法である沿岸法に照らして矛盾しているのではないかと、おかしいのではないかと、こういうことを質問したのです。で、沿岸法では中小漁業者とは、いわゆる千トン以下の漁業者と、こういうふうに規定してある。ところが、この法律ではこれを二千トンに規定しようとしておる、母法と違うのではないかと、これはおかしくないかというのを質問しました。当時の久米水産庁長官は、私の主張を認めました。認められども、省内においていろいろ議論しておるけれども、なかなかいろいろな問題があつてこうしたんだと、しかし、これをさらに検討いたしました。で、何とかこれは統一したいというような意味の御答弁をされたのであります。ところが、五年たつて、四十二年に制定した法律を改正しようとして出てきましたね。ここに問題があるのですが、当時の長官は、検討して統一したいという御説明であつたが、何らこれを統一するどころか、沿岸法の千トンを今度は三千トンに引き上げる、こういうようなこと、こういうふうにして法律によつて中小漁業者の定義が違ふということ、法解釈上いろいろ混乱が生ずるのではないかと、こう思うのですが、これに対して長官はどういうような御見解を持っておられますか。

○政府委員(太田康二君) 御指摘のとおり、沿岸法で中小漁業者とは何かということ、直接はつきりと法律の上で規定しておるわけではございませんが、さらに政令で、中小漁業者ということ、中小漁業者としては、いま御指摘のとおり、「常時使用する漁船の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が千トン以下である漁業者」ということになっております。そこで、今回私どもが中小漁業振興特別措置法の改正をいたしました趣旨は、これは前年水産業協同組合法の改正を行ないました際に、組合員資格の範囲の拡大をいたしましたのでございまして、その趣旨に沿ひまして、両院におきましてそれぞれこれについて法律の改正をすべきではないかという

いったことを踏まえまして、今回従来の二千トンからこれを三千トンに引き上げたということ、ございまして、その限りにおきましては、御指摘のとおり、沿岸法での中小漁業者の範囲よりも広くなつておるわけでございます。沿岸法によりまして、この中小漁業者の範囲につきましては、沿岸法が、各種の実はこの法律が水産庁の中、いろいろなあるわけでございます、それぞれ制度制度に應じて、確かに御指摘のとおり若干の違ひがあるわけでございます。特に金融面におきましては、農林漁業金融公庫、これではむしろ法律ではなしに業務方法書の問題でございますが、一応これは三百人かつ千トンというように、あるいは漁業近代化資金助成法では三百人かつ千トン以下というように、これは法律で定められております。それから今回の中小漁業振興特別措置法では、三百人かつ三千トン以下というところで、これも法律で定められておるわけでございます。で、制度制度によりまして多少の取り扱ひの違ひがあるという面はやむを得ないかと思つてございまして、私どももいたしましては、それは申しませんが、特に金融等の関係におきましては、いろいろ水産金融につきましても、全面的な検討の段階に至つておるといふふうに考えておりますので、その際、あるいは農林漁業金融公庫法の業務方法書、さらには漁業近代化資金助成法におきましますところの中小漁業者の法律上の扱いという点につきましましては、当然検討しなければならぬことであるといふふうに考えております。

○川村清一君 その農林漁業金融公庫法とか漁業近代化資金、こういうような資金の業務方法書においてそういうふうな書かれておる、それはわかります。わかりますけれども、私の申し上げておるのは、少なくとも沿岸漁業振興法というものは、これは漁業基本法である。農林基本法があり、漁業基本法がある。しかし、漁業基本法という名を打つたものはないけれども、それと同じものは、いわゆる沿岸漁業振興法なんだ。ですから、この法律

に基づいて毎年毎年やられたことが国会に報告されている、それが漁業白書なんですね。その基本になる法律でいわゆる中小漁業者の範囲というものがきめられておるわけです。これは法律を受けて政令で定めておるわけですね。それを母法となされておる施策が、いまの法律でしよう、この本法ですね。本法の中小漁業者の範囲というものが、母法である沿岸法をはるかに逸脱しておる、ちよつとの相違があつてもこれはやむを得ないような御答弁でありますけれども、四十二年には二千トンであつた、ところが沿岸法は千トンである、これはおかしいじゃないかという私は質問をした。久米長官は、おかしいのだと、省内でもずいぶん議論したのだと、しかし、なかなか結論が得られない。ということ、いま長官がおっしゃつた金融の問題ともからんでくるわけです。そこで二千トンにしたのだ。しかし、これはおかしいので、十分検討して統一したいという旨の御答弁があつた。ところが今回は二千トンをさらに上げて三千トンに上げてきたんでしよう。これは少しぐらいの相違じゃない。母法は千トンなんです。それを受けてつくつた法律が今度は三千トンになつてきているのでしよう、あまりに違ひがあるんじゃないやしませんかと。法律によつて中小漁業者の範囲というものは、定義というものは変わるの、ちよつとおかしいでしよう。私は、そのとき申し上げたのですが、いまも長官がおっしゃつておりましたが、なるほど昨年私どもは、水産業協同組合の一部改正案をこゝで審議して可決しました。そうしてその水協法では、組合員である資格というものを、法人の場合は正組合員は五百トン、準組合員は三千トン。このときも私は、いろいろここで意見を申し上げた。これは通つた。そこで水協法のこの組合員である資格と、このいまの振興法とは一致しましたが、そのほかには漁業生産調整組合法という法律があります。この第二条にも、中小漁業者の説明があります。これは三百人以下、千トン以下、こうなつております。それから中小漁業融資保証法という法律があります。こ

の第二条にも、中小漁業者の範囲というものが規定されており、四項に、漁業を営む法人、三百人以下、千トン以下、それから漁業者の組合員である法人二千トン、こういう規定がある。水協法が変更され、これも変わると思ひますけれども、このように、私がどうしても落ちない点は、この法律改正に、この法案に反対しているわけじゃないです、反対しているわけじゃないですけれども、中小漁業者というものの範囲、定義が、法律によって違ふ、まちまちである、そして基本法である沿岸法と全く違ふ。こういうようなことは、一体これは正しいのかどうか、金融関係やいろいろな問題があることは承知しておるのです。承知しておりますけれども、納得いかない。どう説明しますか。それなら沿岸法を変えちまうたらどうですか。沿岸法の改正をしたら。これは法律と違つて政令ですから、政令の改正はあなたの方でできるわけでしょう、これはできないのですか。できれば、これをやったら、またいろいろ問題があるわけですね。どうでしょうか。

○政府委員(太田康二君) 御承知のとおり、沿岸漁業等振興法は、「沿岸漁業」と「沿岸漁業以外の漁業」で、その漁業に係る漁業生産活動の大部分が政令で定める中小漁業者により行なわれているもので、平たいことばで言えば、中小漁業者でございまして、それを対象にいたしております。これを受けまして国の施策ということで、いろいろなことが三条で各号列記されておるわけでございまして。この中には、先ほどちょっと申し上げましたように、まあ漁業近代化資金助成法等沿岸法以外にできました法律なんかもございまして、これは現段階におきましては、法律上三百人以下、千トン以下ということになっておるといふような実態もあるわけでございますから、すべて政令で確かに中小漁業者ということが沿岸法では書かれておりますから、全部直せばよろしかろうというように議論もあるわけですが、先生もいみじくも御指摘になりましたような、これとの関連法案におきまして、まだそこが手当てができてい

ない。なぜ手当てができないかということになりますと、やはり金融の問題としてこういった特別な制度融資で見るとは、この段階まで見ればいいんではないかという議論もひとつあるわけでございます。それが現在の事態に即して適切であるかどうかという議論は、また別途あるわけでございまして、私どもが先ほど申し上げましたように、金融の全面的な改善ということにいま取り組んでおるのでございまして、その際、そういった面の配慮も当然加えていかなければならないだろうというふうな考えをしております。そこで、そういったこととすべての何と申しますか、制度が全部整いまして、同じようになるといふような扱いが完全に実現を見るときは、もういふことがないわけですが、私ども、政令を改正するにやぶさかでないわけでございますけれども、現在沿岸法がまた母法であるといふような関連からいきまして、その辺がなかなか各種の関連法案とのからみにおきまして、一元的な定義づけができてない、必ずしもそろつてない。御指摘のとおり、問題はあろうかと思ひますので、私どもこれから検討はいたしますが、いまの実情はそういうところにあるということをお断りいたします。

○川村清一君 検討するということとは、五年前に長官約束されているんですよ。ところが検討さつぱりされてないんですよ。それは、私どもも痛くもかゆくもないことですから黙っておりますけれども、しかし、これは法律専門家に聞いてみなければわからぬ。法制局でも来ておたら聞こうと思ひますが、こういうことはあるんですか。法律によつて規定されているんですか。それが法律によつて違ふんです。この法律では、中小漁業者はこうなっている。この法律は、中小漁業者といふものはこうなんです。この法律によれば、中小漁業といふものはこういうものなんだと、この法律によれば、中小漁業といふものはこうなんだと、法律によつて中小漁業者といふものの案がかわつちやうですね。そして、母法ですね。親が

きめているのに、子供は親をはるか大きく飛び越えて大きくなつちやう。親は千トンときめているのに子供は三千トンになつちやう。どうもちよつとはかにこういう法律ありますかな。私、法律はしろうとですから、よくわからないんです。このようないふことはあるんですか、一体、長官どうですか。

○政府委員(太田康二君) 私どもの制度で申し上げますと、先ほど申し上げたような事情があるわけでございます。やはりそれぞれその法律の目ざすところの定義というものが通常きめられていゝるわけでございますけれども、その法律のねらいとしていゝるところがどこかといふようなことによつて、そういった中小漁業者といふものの定義が違ふといふことはやはりある得るのではないかと申します。ただ実際に、それでは一方であつていゝるのに他方はまだ千トンにとどまつていゝるものがあるといふことは、別途議論のあるところだらうと思ひますが、その点につきましては私どもはさらに検討をいたしたい。こういうこととさせていただきます。

○川村清一君 ちよつと長官にお尋ねいたしますが、昭和四十五年の中小漁業の生産額、生産高が、昭和四十五年の漁業白書では出ておりますね。そこで中小漁業の総生産額、生産高はどれだけと出ておりますか。

○政府委員(太田康二君) 中小漁業の生産高は四十五年で三百七十八万五千トンで、金額で三千七百四十六億、こういうことに相なっております。

○川村清一君 長官、あなたは三百七十何億と言ひましたか、中小漁業の総生産量は。

○政府委員(太田康二君) 三百七十八万五千トンです。

○川村清一君 三百七十八万五千トンとおっしゃいましたね。それは漁業白書の二十九ページに出ております。そこで、それは間違ひないのです。三百七十八万五千トンと出ております。その三百七十八万五千とつた業種はどうあるか——沖合七十八万トンとつた業種はどうあるか——沖合七十八万とつた業種はどうか、まき網百四十九万

二千トン、それからサンマ棒受け、マグロはえなわ、サケ、マス、カツオ一本釣り、サバはね釣り、イカ釣り、その他の中小漁業四十一万九千トン、合計三百七十八万五千トン。これは中小漁業計です。そうですね。これは漁業白書読んでいるのですから。

その次、ちよつと恐縮ですが長官も漁業白書を持っていられませんか、三十四ページ開いてください。三十四ページに、そこ以西底びき網二十七万九千トン、遠洋底びき網百四十五万五千トンといふものがあるでしょう。これは「大規模漁業の業種別生産の推移」という統計に出ていゝる数字なんです。それで、これといふ審議してゐる法案とひとつ関連して考えてみてくださ。この法案によりますれば、以西底びき網、遠洋底びき網、北方海域、南方海域を入れまして、これに加えて中小漁業計といふものにならなければおかしいわけでしょう。二十九ページの中小漁業計は、これは沿岸法に基づく中小漁業者の範囲の中で生産されているものと理解するわけですよ。ところが本法によりますれば、この統計では大規模漁業の業種に入るところの以西底びき、遠洋底びきもこの中に入つてくるわけでしょう。そうすると、法律的な相違だけではなくして、統計上こんがらがってくるじゃありませんか。ですから、これは沿岸法に基づいて国会に提案されているところの漁業白書ですよ。この漁業白書に出ていゝる中小企業といふものと、そして、いま法律を審議しておるこの法案の範囲の中に入る中小漁業とは違つてくるわけじゃないですか。この混迷を一体どうあなたは説明されるのですか。それで納得せいつたつて、これは納得できないですよ。この統計がおかしな統計になつてくる。中小漁業、中小漁業と言ふが、中小漁業では当時どれだけの生産があつたか、三百七十八万五千トンだと言ふ。ところがこの三百七十八万五千トンには、私らが中小漁業と思つていま審議してゐるところの以西底びきとか、それから遠洋底びきまで入つてこないので、このことを一体どう説明されますか。

水産庁は。

○政府委員(太田康二君) 私どもの白書で使っております数字はここに書いてございますように、農林省の漁業養殖業の生産統計報に従つておるわけでございます。そこでの約束ごととして、沿岸漁業はしかじか、大規模漁業はこれこれ、「中小漁業」とは、海面漁業から沿岸漁業および大規模漁業を除いたものをいう。」ということで整理をされておりますから、その際以西底びきは確かに統計上の処理といたしましては、大規模漁業に入つておるということでございます。そこで先生御指摘のように、一方で中小漁業と言ひながら、一方で大規模漁業と整理しているのはおかしいじゃないかという御指摘でございます。そこで、中小漁業振興特別措置法におきましては、中小漁業者の経営の安定をはかる目的から、指定業種につきましては、沿岸漁業以外の業種であつて、その「業種に係る漁業生産活動の相当部分が中小漁業者によつて行なわれていること。」というふうに書かれておりますし、その業種の「漁業を営む中小漁業者の相当部分の経営が不安定となつて」いるため、「経営の近代化を促進することにより、その振興を図ることが特に必要であると認められること。」と定めておるのでございます。これは、本法による振興の対象となり得る指定業種をより広く、それに属しますところの中小漁業者に限りまして、融資あるいは税制上の助成措置を講ずるといふことをねらいとしておるものでありまして、この趣旨におきまして中小漁業の指定業種の範囲を、この統計のほうはどちらかと言ひますと、沿岸法の趣旨に沿つて整理をされておるといふふうに理解をいたすわけでございますが、若干広くなつておる。そこで以西底びき網漁業を営む中小漁業者もかなりあるわけでございますので、これを施設の対象の中を含めたということでございます。確かににおかしいではないかと言ひますれば、そういうことでございますが、法律の目的とするとところは、そこにあるわけでございますから、指定業種として以西底びき網漁業というものを指定をい

たして、中小漁業者の助成をいたしておるといふことでございます。

○川村清一君 どうも説明がおかしいですな。この漁業白書で言う中小漁業、これはわかるんですよ。次に、統計では大規模漁業の中に入つておるものを、今度この法律は中小漁業として取り扱つておる。あんまりに便宜主義です。私は法律に反対するために言つておるわけじゃないですよ。どうもそれは便宜主義じゃないですか。長官の答弁をお聞きしまして説明されないんだ、この疑問は。だから、ただ、こういうことではどうね。沿岸法に基づいて当然これは出ておるんですから、沿岸法では中小漁業と見てないんだと、沿岸法では大規模漁業として見てるんだと、しかし、大規模漁業に、早く言えば、金を貸してやりたいんだと、近代化、合理化、そういうような意味においてお金を貸してやりたいんだと、そして税金もまけてやりたいんだと、それでこの業種がもっと振興するようにという処置をしてやりたいんだと、そういう処置をするためには、中小漁業という名前をかぶせなければならぬんだと、大規模漁業という名前の中に入れていなければならぬんだと、しかし、実際は大規模の中に入つていないんだと、一括して中小漁業の部類の中に入れておいてお前たちに金を貸してやるぞと、税制措置もしてやるぞと、こういうことなんですよ。そういうふうにお答えになれば、そうかと——反対、賛成は別としてどうかとわかるけれども、どうもこの基本になる法律では、これは中小漁業でないわけですよ。ところが、今度こういう法律をつくつて、無理して中小漁業のワクの中に入れて、そうしてその振興のために税制面においてあるいは金融面においていろいろな措置をする、こういうことなんです。この業種がだめになることを望んでおるわけじゃない。振興することはいいいですよ。いいですけれども、どうもあまりに便宜主義である。もう少ししきちつとしたものにならぬですか。だから、わかる人がこの白書を読んで、ああ日本の中小漁業の生産はこれだけあるのか、三百七十八万

五千トンか、そして大規模のほうの漁獲高はこれだけか、こういうふうに理解した。ところが、そうではなくて、これでは大規模漁業の中に入つておるけれども、しかし、いろいろな面から考へて、これは中小漁業の中に入つておるんだと、いふそのこと、初めから中小漁業の中に入れてしまつたらどうですか、この統計の上からも、漁業白書も統計の上で入れたらどうですか。以西底びきと遠洋底びき、沿岸法で入れられないですか。これはできるでしょう。そうすると、これだけでも疑問は解明されるわけだ。どうかしなければだめですよ、これは。長官、もう一度御答弁ください。

○政府委員(太田康二君) 御承知のとおり、以西底びき網漁業の経営の実態は、全体で経営体の数が八十一ございまして、許可隻数が六百二十五隻ということで、このうち使用漁船の総トン数約九千九百ございまして、許可隻数で二百四十三隻、約三九%となつております。したがしまして、大規模な漁業者がかなりの生産活動に従事しているという実情から見まして、白書では、従来から中小漁業ということに含めず、大規模漁業として取り扱つておるといふことでございます。ところが、いま御審議いただいております中小漁業振興特別措置法におきましては、中小漁業者の経営の安定をはかるという目的をもちまして、指定業種というものを定めまして、その「業種に係る漁業生産活動の相当部分が中小漁業者によつて行なわれている」と、そしてその業種の「漁業を営む中小漁業者の相当部分の経営が不安定となつて」いるために、「経営の近代化を促進することにより、その振興を図ることが特に必要であると認められること。」というのが要件になつておるわけでございます。そして、以西底びき網漁業の実態を見ますと、やはり中小漁業者というものがかなりの部分を占めておりますし、しかも、私どもは税制上の措置あるいは金融上の措置は手なんかには一切いたしております。まさにこの法律がねらつておりますところ、経営が苦しくなつておる中小漁業

者——以西に従事しておる中小漁業者というものを対象に施策を講じておるといふことでございます。確かに、ものによつてやや便宜に流れているではないかという御批判もあろうかと思ひますが、そういう趣旨でございますので、御了解をいただきたいと思ひ次第でございます。

○川村清一君 その答弁はわかるんです。そこで、中小漁業者の手によつてということ。中小漁業者とは何かということなんです。そこで中小漁業者とは、この以西底びき、それから遠洋底びき、これも入るんだと、こういうことでありますれば、この統計の上において大規模漁業の範囲に入つておるものを引き出してきて、統計の上でも中小漁業者の中に入れておきたい。以西底びきあるいは遠洋底びきというものは、実態は中小漁業者であるんだという、そういう御見解ですから、実態はそうなんだから、実態がそうならば、この漁業白書の上の統計の上において、大規模漁業の中にこれを入れないで、これを抜き出してきて、中小漁業者のほうに入れたほうがすっきりするんじゃないかということを私が申し上げておる。これが一点。

その次に、沿岸法は、幸か不幸か知らないけれども、この中小漁業者の範囲というものを、法文でなくて政令で定めておるのだから、政令を実態に合うように変えたいではないですかということを言つておるわけですよ。そうすれば、この辺のもやもやとれてすっきりするのじゃないかということを申し上げておる。これはどうですか。私の言うことわかるでしょう。こういうことでやつてもらへばすっきりする。

○政府委員(太田康二君) 御趣旨はよくわかるのでございますけれども、やはり以西底びき網漁業というものの経営の実態が、先生の御指摘のように、中小漁業者もやつておられますが、大規模漁業者もやつておるわけでございます。大規模漁業者による部分と中小漁業者による部分というものはつきり分けることが統計上なかなか困難であるというふうなことで、以西を二つに分けまして、

網漁業とカツオ、マグロ漁業につきまして経営規模の拡大、これは大型船の建造ということになるわけですが、その点と資本装備の高度化、以西底びきにおきましては省力揚網装置の設置それからカツオ、マグロ漁業におきましては近代化大型船の建造あるいは省力機器等の設置、これらの点に重点を置いて振興計画を定めてまいったわけでございまして、その実績を申し上げますと、まず以西底びきでございますが、経営規模の拡大といたしましての漁船の大型化をはかるということにつきましては昭和四十二年から四十六年までの間に四十六隻という計画を立てたのでございますが、最終の実績は残念ながら十二隻にとどまったのでございます。もちろんこの十二隻の建造に

よりましてそれはそれなりに効果を發揮いたした

と思うのですが、まあ計画に比べますとかなり実績は落ちておるといふ状態でございます。

四隻の計画に対しまして最終的実績は百八十四隻に設置をされたということでございまして、まあその結果労働力の節約あるいは漁業活動の効率化等が推進されて生産性の向上がはかられたというふうに考えております。

ただ、計画に比へまして実績がいずれも十全の

意味では達成されていない。特に大型化の建造というような点につきましては十分達成できなかったことはまことに遺憾に存じますが、私どもの見通しといたしまして若干以西底びきというものの将来の見方について計画が甘きにすぎた。

御承知のとおり以西底びきにつきましては漁獲

高の伸びが非常に鈍化をしてゐる。あるいは魚価も低迷をしてゐるというようなことで先般も申し上げました減船をしなければ経営の安定がはかられないというような状況にもなつてゐるようなこともありまして計画どおりにいかなかったということに考へております。

それからカツオ、マグロ漁業でございますが、これにつきましては実はこれもやや私どもの計画が理想にすぎまして、一つは経営規模の拡大につきまして三隻以下の経営体を四隻以上の経営体へ拡大するという経営規模の拡大計画を持ったわけでございますが、結果としてはこれも十分達成をしないというところでございまして、はなはだ遺憾に存じております。ただ、近代化基金を導入して、近代化・大型船の建造というの、かなり計画を上回って実施を見たということでございまして、資本装備の近代化につきましては、近代大型船の建造は八十七隻の計画に對しまして百三十三隻、省力機器等の設置につきましては、これも三百六十九隻に對しまして百八十二隻ということで、これも実は計画に一部達成をしていなかったというふうなこともあるわけでございます。

そこで、カツオ・マグロ漁業につきましては、一方におきまして、資源の問題、さらには国際規制の強化の問題等もございましたし、カツオ・マグロ漁業というところで一本やっておりますが、まあその中には、何と申しますか、やや異種的な遠洋カツオ・マグロ漁業と近海のカツオ・マグロ漁業一本でやっておったというふうな点で、近海カツオ・マグロ漁業につきましては、許可隻数はかなりあるわけですが、実際に着業しているものはかなり実際よりいっていないというふうなこともございまして、計画面におきまして、やや、規模の、資本装備の近代化、特に近代大型船の建造という点につきましては計画を上回ったわけでございますが、経営規模の拡大というふうな点につきましては、遺憾ながら計画倒れに終わったという実績でございます。

○川村清一君 そうしますと、以西底びき、それからカツオ・マグロ漁業につきましては、計画達成率が期待どおりでなかった、非常に低かったというふうな答弁でございました。

そこで、四十二年には、いまお話しのとおり、二つの業種が指定されて、四十三年には、まき網漁業が指定をされている。四十四年に沖合い

底びき漁業が指定されております。この二つの業種の成績はどうか。計画どおり、現状時点では進んでおるかどうか、これを簡単にひとつ御説明いたしたいことと、この二つの業種については、この法律が改正されることによって、五年たちますという、来年はまき網と、その次の年は沖合い底びきというところで、特定業種として一本に指定される予定になっているかどうか、この点を明らかにしていただきたい。

○政府委員(太田康二君) まことに申しわけないのですが、ちょっと私の手元にありますのは、近代化のための農林漁業金融庫の融資の実績で申し上げますと、まき網は四十三年から、御承知のとおり指定をされて、今日まで実施いたしてまいったのでございますが、四十五年現在で、計画が七十一億五千万の融資に對しまして、四十五億六千万、五八%。これに比しまして、沖合い底びきは四十四年に指定をされて、計画の融資額が三十一億、これに對しまして四十六億二千万というところで、一四九%ということに相なっております。

今後の見通しをいたしまして、まき網、沖底とも目下四十六年度の集計をいたしておる段階でございますが、どちらかと申しますと、この傾向は、沖底につきましては、計画をかなり上回るのではないかと。まき網につきましては、計画を下回るといふようなことが現段階においては予想されておる次第でございます。

○川村清一君 この二つの業種ですね、これが引き続きいて特定業種に指定されるようなことになるのかどうかということをお聞きしているわけですが、これはどうですか。

○政府委員(太田康二君) 私ども、幸いにしてこの法律案が国会で可決されて法律となりましたれば、とりあえず、期限のまいました以西底びき網漁業とカツオ・マグロ漁業、これは特定業種としての政令指定をいたしたいと思っております。それから、引き続き、四十三年、四十四年に

やりましたまき網と沖合い底びきでございますが、いまから予想することは、何と申しますか、多少問題があるかと思ひますが、いずれにしても、いまの実態から見ますと、あの法律で規定されておるような要件に該当する業種ではないかというふうに考えておりますので、また、その段階で検討はいたしたいと思ひますが、まずまず指定の対象になるのではないかと、また、そうしなければいけないのではないかと考えております。

○川村清一君 そうしますと、法律の改正によつて、こういうふうな理解していいですね。指定業種というものがあつた。それから特定指定業種というものがあつた。二つ、これ併存するわけですね。そうすると、いまこゝの法律が制定されますという、以西底びきとカツオ・マグロはこゝのほうから移つていくと、こゝのほうにはまき網と遠洋底びきが残つていく、こういうことですね。そうすると、これがまた、これは四十三年、四十四年ですと、五年たつという、これは必ずまたこゝへ行く、これもこゝへ行くというふうなことになるわけですね。こゝのほうはもう一つ入つてくるものはないですか。

これは、私は、四十二年にこの法律を質問したときに、当時以西底びきとカツオだったから、これは足りないじゃないかと、まき網を入れるべきだと、底びきを入れるべきだと言つたわけですが、そのほかに、サケ・マスはどうだとか、サンマはどうだと、イカはどうだとか、私は言つておるわけですね。こゝのほうに新たに入ってくるようなものは考えていらつらないのかどうか、これはどうですか。

○政府委員(太田康二君) 先生の御理解のとおりでございます。今度の新しい第四條の二という規定を設けて、従来の「指定業種のうちその業種に係る中小漁業の構造改組を図ることが当該業種に係る漁業を島内中小漁業者の経営を安定させるため緊急に必要であると認められるもので政令で定めるもの」と、これをまあ「特定業種」と呼んで、指定業種の中から、いま言つたような条

件に該当するものを特定業種として政令で定めるわけでございます。で、その際、いま申し上げましたように、この法律が通りました際には、私どももいたしましては、当面、期間のまいました以西底びきと、それからカツオ・マグロ漁業はまさにこの要件に該当する、こういうふうな理解をいたしますので、政令でもって指定したいと思つております。

それで、指定業種になりませんと、特定業種に移り変わらないう、こういう問題があるわけでございます。そこで、「指定業種」は、現在の中小漁業振興特別措置法で、「当該業種に係る漁業生産活動の相当部分が中小漁業者によつて行なわれて」おるんだと。それから、この業種にかかる中小漁業者の相当部分の経営が、「漁獲量の変動、漁業経費の増大等により」「不安定となつており又は不安定となるおそれがあるため」「生産性の向上その他経営の近代化を促進する必要がある」と認められる業種、これを政令で指定する、こうなつておるわけでございます。おそく四十二年にこの法律が制定されました過程におきまして、いまお尋ねのようないろいろ御議論があつたかと思ひます。そこで、同種の中小漁業といたしましては、また考えられますのはイカ釣り漁業、サンマ漁業、これにサケ・マス漁業、これが考えられるわけでございます。ただ、先生も十分御承知であらうと思ひますが、御理解をいただけたらと思うのでございますが、イカ釣り漁業とかサンマ漁業とかいうのは周年操業というふうな経営の実態がございせんので、兼業形態が大部分であるというところでございますので、これらを指定業種として政令で指定いたしますというところにつきましては、他の兼業業種との関連におきまして、やはりもうちょっと検討する必要があるのではないかと、こういう問題がございまして。

そこで、いま、当面は、この法律による農林漁業金融庫の特別融資の制度がないわけでございますが、私どももいたしましては、漁業近代化資金あるいは公庫の通常の金利の資金でめんど

うを見ておるということでございます。

それから、サケ・マス漁業でございますが、これも就業の期間というのは、きわめてわずかな期間で、限られた期間になるわけでございまして、日ソ交渉によりまして漁獲量が毎年定められるというところで、これも先生十分御承知のとおりでございます。漁業の実態等から見ますと、どちらかといいますと、新しい設備投資を抑制をいたしまして、経費の節減をはかることがその収益性につながるといふふうなふうに私も考えておりますので、当面、この指定業種とすることは考えていないというところでございます。

ただ、イカ釣り漁業なんかは、近年におきましては、だいぶ大型化もいたし、周年操業する実態も出てきております。イカ釣りというのは全部で三万幾つございまして、中身がいろいろ、百トン以上のものもありまして、十トン以上のものもあり、もっと小さいものもあるということで、いろいろ問題もあらうかと思いますが、経営がだんだんそういうふうに変つてまいりまして、なおかつ法律で定める要件に該当するといふようなことでありますれば、全然指定業種としては新しい政令指定がないということではないわけでございしますが、現段階におきましては、いま申し上げましたような業種が一応対象として考えられる業種ではございすけれども、それぞれいま申し上げましたような問題がありまして、指定には至っていない、こういう実態でございます。

○川村清一君 いろいろ議論したいことがあるわけですが、時間がだいぶ過ぎておりますので、質問を進めてまいりたいと思ひますが、本法律が制定されますと、今度は特定業種というのでございす。そうすると、その特定業種に認定される条件として構造改善計画を、これをその業種が構成員となつて漁業協同組合等が作成して農林大臣の承認を受ける、こういうことになっておりますね。そこで、その業種の属する「漁業協同組合等」となつてはいますね、これはどういふような内容ですか。

それから、これが自主的に改善計画を作成する

ということになっておりますけれども、自主的というところで政府は全く手をこまねいてまかしておるのか、やはり基本的な何かを持って指導するのか、この点はどういふことになっていふのか説明していただきたいことと、自主的に作成するその改善計画の具体的な内容ですね。こういうこと、こういうことというところがうたわれておりますね。そうすると、具体的にどういふことなのか。たとえば共同化といったようなことになれば、減船というのが出てくる。減船というのはどのくらいか。先ほど規模拡大といったようなものについては、非常に成績が悪かつたような御説明がありましたね、それから資本整備共同化についてはわりとよかつた、こういうような批判もあるだらうし、そうすると、金はどうぞん借りて自分の資本整備は近代化していく、しかしながら、これを合併して大型化していく、規模拡大していく、こういうふうなことはさっぱりやられていない。やっぱり個人経営といふことで、これはあわせてやるといったようなことが抜けておる。そうすると、同じようなことでやっちゃ、またまずいわけでしょう。どうも私、考えてみると、そういうことは毛頭ないと答弁されるにきまつていふと思ひますが、指定業種といふことで振興計画五カ年やつてきましたね。これは五年です。切れたらもうわけです、こゝろで切れちゃ。切れたらもう税制上の優遇も金融上の優遇もこれはなくなるわけですね、そうすね、いまの振興計画並びに振興法で言えね。そこで、こゝろ切れるから何とかこれとつなごう、こゝろ切らなくてもつなごうといふことでこの法律を改正して、今度は特定業種なんといふものを設けて五年間やつてきたのを、こゝろでは指定業種でございす、こゝろからは特定業種でございす、また五年間やる、その五年間また税制上金融上の優遇措置をする。この措置をしたいばかりに何か二千トンを三千トンに上げたりしてこうやつてきた——首かしげていらつしやるけれども、意地悪く解釈

すれば、そう受け取らざるを得ないわけだ。ですから、これから五年間に構造改善事業というのはきちつとやつてくれなければ困るわけだ。これを見るか罰則なんかあるわけだ。罰則をなぜ設けたかといふことを聞きたい。そうすると、この法律に罰則を入れた場合に、まだ巻き網や遠洋底びき残つていますね。巻き網や遠洋底びきは振興計画でやつていふから、これがまだ二年残つていふ。この間、振興計画どおりいかなかつたら、これも罰則受けるのですか、この辺ちよつと説明してください。

○政府委員(木田康二君) 第四条の二という新しい規定で構造改善事業計画を立てる事業主体といたしまして、「漁業協同組合その他の政令で定める法人(以下「漁業協同組合等」といふ。)」といふ点でございすが、この点につきましては、私どもカツオ・マグロ漁業につきましては、遠洋カツオ・マグロ漁業につきましては、日本鯨鯊漁業協同組合連合会、近海カツオ・マグロ漁業につきましては、全国漁業協同組合連合会、いずれも水産業協同組合法に基づく協同組合でございすが、これが主体になるのではないかといふふうに考えております。

それからいま一つ、特定業種として指定をいたしたいと考えております以西底びき網漁業でございすが、これは以西底びきに従事いたしております中小漁業者の相当部分が参加をいたしております、全員によつて組織されておりますところの社団法人の日本遠洋底曳網漁業協会という社団法人がございす。そこで、以西底びき網を念頭に置いた場合に、やはりこゝろいった全国団体があつてございすから、これが構造改善事業計画を立てることがふさわしかろうといふことで、この法律では「漁業協同組合その他の政令で定める法人」といふことで「漁業協同組合等」といふことにいたした次第でございす。

それから、今度の法律でございすが、法律が施行になりますと、やはり政府といたしましては、第二次の振興計画といふものを立てることになる

わけでございます。振興計画が基本的な方針を示すものでありますけれども、その具体的な中身が私どもは構造改善事業計画にならうかと思ひます。したがひまして、私どもが立てますところの振興計画と構造改善計画といふものが資合性を保たなければいけませんわけでございますが、振興計画で定めるべき内容といふものは、法律で定められておりますので、もちろんこれを定める場合に業界の実態等も十分念頭に置き、さらに業界が自主的に立てますところの構造改善計画といふものとの資合性を考えていくわけでございすが、私ども当然構造改善計画を立てていただきます場合に、その指導もいたしたいと考えております。

そこで、以西底びき網漁業につきましては、やはりこれも構造改善計画の中身として「水産資源の利用の適正化、経営規模の拡大、生産行程についての協業化その他の構造改善に関する事業」といふことが構造改善事業と、こゝろ呼んでいふわけでございすが、一つは水産資源の利用の適正化といふような観点から、やはり資源的にかなり以西底びきは問題にもなつておりますし、やはり永続的かつ効率的な利用の確保といふような観点から、利用の適正化をはかるためには、漁船の削減といふようなことも実施しなければならぬだらう。それから、南シナ海への漁場の拡大のための大型船の導入といふようなことも考えなければならぬだらう。現に漁船隻数につきましては、業界が自主的に四十七年、四十八年の二カ年にわたつて現在許可トンの約二割を自主削減すると、初年度はその一五%といふことで、まあ予算的な裏打ちも私どもいたしたわけでございすけれども、これを円滑に推進するために、そういうことが一つございす。

それから、経営規模の拡大をはかるための一経営体当たりの漁船隻数の増加、この点につきましても、以西底びきについての経営の実態を見てみますと、どのくらい規模が最も経営が安定しているかといふようなことがわかるわけでございすから、これらをにらみ合わせて漁船隻数の増加

ということを考えてまいりたい。
それから、生産行程の協同化の問題でござい
ますが、これにつきましては共同運搬体制の確立、
鮮度保持の施設の設置、こういったことを骨子と
いたしました事業が取り入れられることになろう
というふうに考えております。

それから、カツオ・マグロ漁業の構造改善計画
でございしますが、これはやはりいま申し上げたよ
うな法律に定められた要件に従いまして水産資源
の利用の適正化をはかるためには、漁獲量の減少
傾向にあるマグロというものは、今後あまり大き
な期待が持てないわけでございしますから、マグロ
はえなわ漁業を資源的に余裕があると言われてお
りますところのカツオ釣り漁業へ漸次移行する必
要があるのではないかと。それから、経営規模の拡
大をはかるためには、標準仕様船というものが私
どももあるわけでございしますので、これによりま
すところの一経営体当たりの漁船の隻数増加とい
うようなこと。それから、資本整備の高度化をは
かるための事業といたしましてはカツオの自動釣り
機、これは省力化に大いに役立つわけでございま
すのでカツオの自動釣り機等の導入、こういった
ことを骨子とした事業が取り入れられることにな
るのではないかと考えております。

それから、今回法律で罰則を設けて、第九条に
罰則の規定があるわけでございしますけれども、こ
れはこの制度が先ほど申し上げた漁業協同組合等
が構造改善事業計画を定めまして農林大臣の認定
を受けること、その構造改善事業計画に沿って事業
を実施する中小漁業者に対して、金融上の優遇
並びに規制上の特別措置を講ずることに相なつて
おりますので、これらの漁業協同組合等に対しま
して、実施状況について必要な報告を求める根拠
規定を八条に置いたわけでございします。それとの
関連におきまして、報告徴収権に對しまして、報
告をしないとか、あるいは虚偽の報告をしたとい
う場合の罰金刑の規定をいたしたのでございまし
て、通常、報告徴収権に基づく裏といたしまして、
こういった規定が設けられるのが例になっており

ますので、これを規定をいたしたということでご
ざいまして、ただ実際に計画どおり実行しなかつ
たから、その人が罰則を受けるというようなこと
はないというところでございします。

○川村清一君 念のために聞いておきますが、先
ほどお聞きしたんですが御答弁がなかったので重
ねてお聞きしますが、その罰則規定が設けられた
ことによつて、四十三年に指定されたまき網
漁業、四十四年に指定された沖合い底びき漁業、
これは指定業種でございしますが、これもその適用
を受けることになるのかどうか。この以西底びき
とカツオ・マグロは新しいほうに入りますから、
これはわかりませんが、まだ前の指定業種の振興計
画で事業をやっておる、これも受けることになる
のかどうか、これを明らかにしていただきたい。

○政府委員(太田康二君) この法律が施行になり
まして、私も先ほど申し上げましたように、
まき網と沖合い底びきにつきましては、それぞれ
前の計画が終わりまして段階で考える、しかし大
体条件を満たすものとして指定になるというこ
とを申し上げたわけですが、それが指定になりま
すと、それを受けましてこの団体が構造改善事業
計画を立てるわけでございしますから、この法律が
施行になった直後におきましては、私もこの考え
といたしましては、とりあえず以西底びきとカツ
オ・マグロでございしますから、先ほど申し上げま
した三団体がそれぞれ立てることになると思ひ
ますが、その三団体だけ当面はこの対象になると
いうことでございします。

○川村清一君 その問題についてもいろいろ議論
があるところですが、きょうは時間の関係でそれ
を避けて、まあ直接関係はないかと思ひますけれ
ども、ひとつ資源の問題なんです、特にここで
申し上げておきたいことは、北洋底びきまき網で
す。いまの指定業種になっておるこの業種につい
て申し上げますが、この白書によりますと、四十
五年の総生産額は九百三十二万トン、それで海面
漁業生産量が八百六十万トン、そのうちの四二%
がスケトウダラとサバなんです、スケトウダラが二

百三十四万トン、サバが百三十万トン、これはも
う非常に多かったんです。それが九百三十二万ト
ンと初めて九百万台を乗り越えた大きな原因に
なっておるわけですね。そこで、このスケトウダ
ラというのは、おもに北洋底びき、母船式底びき
でとるわけですが、しかし、遠洋底びきもやって
おるわけですね。それからサバのほうは、ほとんど
これはまき網だと思ひます。

そこで、いろいろいま振興計画に基づいてこう
いうようなことをされておられますが、とればいい
もののだというものでは、これはないわけでありま
して、四十五年度のこのような生産が上った原
因は、スケトウダラとサバである。ところが、ス
ケトウダラ資源とサバ資源は、どういうような状
態になってきているかということなんです。私は、
現に釧路へ行つて昨年あたり見ておるわけであり
ますが、スケトウダラなんかも体形が非常に小さ
くなつてきておる。サバ資源のごときは、全然小
型になつて問題にもならなくなつてきたわけであ
ります。このように体形が小型になつてきておる
ということは、これは資源が不足してきておると
いうことを証明しておる、これは証明しておるも
のと私は考えておるわけでありまして、
そこで、この中小漁業振興特別置法によつて、
いろいろ生産規模を拡大する、資本整備を近代化
すると、こういうようなことからますます漁獲努
力をするこゝによつてこの資源が枯渇していくと
いうことがあるんじゃないかということを非常に
おそれておるわけでありまして、こういう点に関
して、こういうような施策を進めると同時に、こ
の資源対策というもののに対してどういうようなお
考えを持っていられるのか、これを明らかにし
ていただきたいと思ひるのであります。

○政府委員(太田康二君) 本年度の白書におきま
しても沖合い底びきにつきましては三〇ページ、
まき網につきましては三一ページにわたりました
で、それぞれ現在漁獲をいたしておりますおもな
対象物についての資源評価の見通しを書いてお
るわけでございしますけれども、御指摘のとおりス

ケトウダラにおきましてはサバにおきましては、
これが確かに一方が二百三十五万トン、片方が百
三十万トンということで、これによりまして海面
漁獲の内四十%を占めておる、実は、それ以外
のものはあまり生産が伸びていないというのが九
百三十一万五千トンの実態であるわけございま
す。

そこで、資源の保存培養ということが当然考
えられなければいけませんわけでございますから、
実は今回のサケ・マス、の減船等に伴ひましての北
転船等の要求がかなり強く出たわけでございしま
すけれども、漁場の関係からいまして、資源の問
題から見まして、そういう状況にないという
ことで、抑制というか、転換をお認めするわけに
まいらなかつたという実態もあるわけでございま
して、やはり資源状態というものを当然考えなが
ら私も行政を進めてまいらなければならぬとい
うふうふに考えております。いずれも御指摘の
点につきましては確かに問題がある業種でござい
ますので、私も先ほど申し上げました、これ以上漁
獲努力をふやすというふうな形での政策というも
のは、ある程度抑制的に考えていかなければなら
ないだろうというふうに考えております。

○川村清一君 この法案審議の最後にお尋ねする
わけでありまして、沖繩における指定漁業につ
いて、これは琉球政府の沖繩の漁業法に基づいて指
定した漁業でございしますが、これは昨年の末に水
産庁からいただいた資料によつて御質問するわけ
であります、四十六年十月二十三日現在におい
て琉球政府が指定いたしました指定漁業の隻数と
いうものは、トロール漁業が六隻、機船底びき網
漁業が十隻、大型カツオ、マグロ漁業が七十七隻、
計九十三隻あるわけでありまして、この九十三隻
をさらに内訳いたしますと、五十トンから百トン
までが十三隻、百トンから二百トンまでが二十一
隻、二百トンから三百トンまでが四十八隻、三百
トンから五百トンまでが九隻、五百トン以上が二
隻、こういうふうなことになるわけでございしま
す。そこで私がお尋ねしたいことは、この九十三隻の

指定漁業のこの認可というものは、そのままこれは本土復帰によって農林省がこれを許可したとみなして、この行政を行なうことになろうと思うんですね。そこで私がお尋ねしたいのは、ここには業種ごとに、そうして一隻一隻、船名からその経営者から、その経営者の所在地から、そのトン数、全部一隻一隻についてやった資料をいただきたい。九十三隻の全部、これは戸籍簿本がここにあってありますが、これを見て先般も委員が質問されておりましたが、どうもふに落ちないわけでありまして。私の考えでは三百トン型の船をいまいつとすれば、五百トンの船をつくるなら三億ぐらいの金が必要だと思われ、近代的な装備なんかした場合には、そうすると、あの沖繩にこのように五百トン以上の船が二隻もある、三百トンから五百トンまでが九隻もある、二百トンから三百トンまでの船が四十八隻もあるということになれば、これはわれわれも常識といえますが、頭の中には沖繩というところは貧困なところなんだ、非常に資金も不自由しているのだというふうな考えがあるわけですね。そういう貧困な沖繩にどうしてこういう大型の船があつて漁業経営できるのかどうか、一体資金はどこからくるのか、こういう船をつくる造船能力というものはあるのかどうか、本土でつくったやつを持っていていいのか、本土の船を売却して持っているのではないのか、いろいろな疑問が出てくる、その実態を知らぬものですから。そこで、琉球政府が許可しておるところの指定漁業に従事している九十三隻の実態というものをどのように把握されておられるのか。この資料によりまして、ほとんど個人名義で行なわれている、そして一法人が五隻も六隻も経営している、そういう企業もあるわけですが、一体ほんとうに沖繩県の企業が自主経営しているのか、名義は沖繩県の名義になっているが実質経営は本土にあるのではないのか、本土の資本がここを営営しているのではないのかといったような疑義が出てくるわけですが、こういったような実態を

把握されておられるかどうか。そして日本におきましては、この指定業種の漁業というものは許可期間が五年であります。ことしは更新期であります。が、ことし更新される。沖繩のほうは、向こうの琉球政府の制度によって一年である、申請は自由である、こういうことになっております。当然沖繩もことしは更新期に入っておられるわけでありまして、本土における更新にあたって、沖繩の指定漁業についても一隻一隻検討されて、そうして許可されるのではないかと思いますが、その辺がどうなのか。こういった経過というふうなことになるのか。これはこれからの沖繩の漁業にとっても大きな問題でありますし、それから日本の本土の漁業にとっても大きな問題であります。と申しますのは、ほとんどカツオ、マグロ漁業であります。これはやはりあの南方海域というものに本土の船が出漁していくというふうなことでいろいろ競合してくるのではないかと、いろいろおそれ等もあります。で、この辺についてひとつ説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(太田康二君) 私ども一応漁業の許可なし認可は、先生がおっしゃいましたようにみなし許可、みなし認可で処置をいたしたということとでございます。

そこで、トロール漁業は六隻でございます。私どもの遠洋底びき網漁業に相当するものでございまして。その次の機船底びき網漁業は十隻でございますが、これは以西底びき網漁業に相当するといえは相当するものでございます。それから大型カツオ・マグロ漁業、そのうち大型マグロ漁業が六十九隻、大型カツオ漁業が八隻、これは向こうの法律では従来五十トン以上ということになっておったわけでございますけれども、この大型マグロの六十九隻は私どもの七十トン以上の遠洋カツオ・マグロ漁業に相当するものでございます。それから八隻は近海カツオ・マグロ漁業、それは二十トン以上、従来は七十トン未満であつたわけでありまして、今回八十トンまで引き上げたものであります。

あります。

そこで主としてカツオ・マグロ漁業について申し上げますと、カツオ・マグロ漁業の実態は、最終的には本土と琉球政府との間で八十一隻にするということとで合意に達したのでございますが、実際には八十隻が本土の遠洋カツオ・マグロ漁業として三カ年のいわゆるみなし許可となつていて、という実態でございます。

そこで、これらの船は、先生御指摘のとおり全部日本からの輸出の中古船でやっておられるわけでございます。私ども、資本的に日本の資本が参加しておるのではないかと、いろいろな点につきましてある程度調査もいたしたのでございますが、仕込み資金等を商社等がめんどうを見ているという例はあるようでございますけれども、実際に資本が全面的に参加しているというふうな形での経営はなからうというふうなことを考えております。問題はやはりトロール漁業の六隻というものでございまして、この中には、本土におきましては遠洋底びき等につきまして特に新しく許可がないというふうなことで、内地の資本が一部参加をしたような形で営まれていられるものもあるというふうな聞いておるのでございます。

実態を申し上げますと大体そういうふうなことでございます。

○川村清一君 実態の調査が甘いと思うのです。結論的にいってもう少し一隻一隻に当たって詳細にひとつ検討してください。水産庁はしっかりとたとえばサケ、マスなんというものにつかまして十分調査をされておられると思ひます。あなたのほうで許可しておられるのですから、ところが実態は水産庁で把握しているようなものではないわけですか。これは申し上げることはばかれますが、やはり裏には裏があるわけでございますから、十分ひとつ把握してください。そして、まあ早い話が、端的に言つて沖繩を本土資本が食い物にしないように、これはこれだけの船があることは悪いと言つて、このじゃないのですよ。これを沖繩の人が経営して、そうしてこれで得られたものが沖繩に落

ちるのならないのですよ。それは私はけっこうなんです。そうじゃなくして、沖繩の人の名前を使つて、そうして本土の資本がそれをあやつつてその富は本土の資本が吸い上げておるということであるならば絶対これは許すことのできないことであると、私はそういうふうな判断しているわけなんです。それから、私自身もこれわからないのであります。が、私のいろいろな経験から推測してそういうものがあるのじゃないかという強い疑惑を持っておりますから、この点だけはつきり申し上げておきます。

そこで、いろいろ議論したいことがあるのですが、もう時間になりましたのでこの法律についての質疑はやめまして、最後に、漁業協同組合整備促進法ですね、整備法、これについて簡単に質問申し上げて終わりたいと思ひますが、行政管理局の方がいらつしやると思ひますが、最初にお尋ねをいたします。

この漁業協同組合整備促進法が廃止になるわけでありまして。それに伴つて整備基金が、漁業協同組合の整備基金がこれまで廃止になつて清算されるということになるわけでありまして。逆に言うと、整備基金を廃止するためにこの整備促進法を廃止する、こういうことになつていられると思ひわけでありまして。そこで行管の方にお尋ねするわけでありまして、整備基金をなぜ廃止するのかという点、これは行管のほうから特殊法人は廃止せよという勧告があつて、その勧告に基づいて、さきには、四十三年ですか、漁業安定基金が廃止になりました、今度また整備基金が廃止になる、こういうことになるとなるわけでありまして。そこで、特殊法人というものは各省庁ごとに一体どれくらいあるのか、全部で幾つ特殊法人があるのか、で、その特殊法人を廃止せよという勧告を行管が出したと言ふのであります。行管は一体幾つ特殊法人を廃止せよという勧告を各省庁に出したのか。それから農林省に対しては、さきに漁業安定基金を廃止せよという点で、これを廃止いたしました。今回は、整備基金を廃止するということとござい

ましてさらに聞くところによりますと、農林省所管の日本てん菜振興会というのですか、これも廃止せよという勧告を出しておる、また農林省は、そういう方向に沿って作業を進めておるといふことも聞いておるわけですが、なぜ一体、この漁業協同組合整備基金にしほってお尋ねしますが、この整備基金を廃止せよという勧告を出されたのか、この辺のことについて事情を御説明願いたいと思います。

○説明員（古谷光司君）　お答え申し上げます。

まず特殊法人の数でございますけれども、五月の十五日現在で百十四であらうかと思ひます。内訳を申し上げますと、公社——三、公団——十四、事業団——二十二、公庫——十、金庫等——四、営団——一、特殊会社が十一、その他——四十九、計で百十四にならうと思ひます。

第二番目の問題といたしまして、行政管理局が、勧告を出したということでございます。実は、特殊法人の整理につきましては、昭和三十九年の九月の臨時行政調査会の答申並びに昭和四十二年八月の行政監理委員会の意見等がございまして、行政管理局のほうからこうだということを言ったのではございません。ただ、それを受けまして、行政管理局といたしましては、そういう答申等をもとにいたしましたして、各省と折衝いたしまして閣議了解を得たものでございます。

それから、三番目の日本てん菜振興会、これは先ほど申しました昭和四十二年十月の閣議了解におきまして、日本てん菜振興会は優良国内品種の完成する昭和四十七年度をもって廃止する、こういうように閣議了解をされているものでございます。

○川村清一君　いま問題になっている漁業協同組合の整備基金は、これはどういうことですか。

○説明員(古谷光司君) 整備基金でございますけれども、それは閣議了解で廃止するというよりも、四十七年三月三十一日に任務が終わる、仕事が終わるということで廃止するものでございます。

○川村清一君 重ねてお尋ねいたしますが、この

行政調査会あるいは行政監理委員会等から廃止を勧告された法人というものは幾つあったのか、それから閣議で了解をされておところの法人は幾つあるわけですか、そういう点、おわかりでしたらひとつ報告をいただきたい。

○説明員(古谷光司君) まず臨時行政調査会の答申でございますけれども、ちょっと私、こまかい資料を持っていますせんが、十幾つ、十六か十七の特殊法人があがっていると思います。ただし、それは全部廃止するという意味ではございませんで、中には二つ、三つ統合しろ、こういうような勧告になっているかと思ひます。

それで、四十二年の閣議了解を申し上げます。
まず郵便募金管理会は廃止する。

魚価安定基金は廃止する。
三番目、愛知用水公団は、水資源開発公団に統合する。

四、漁業協同組合整備基金は昭和四十六年度の業務終了をもつて廃止する。

五番、日本てん菜振興会は、先ほど申しました優良国内品種の完成する昭和四十七年度をもって廃止する。

以上のような昭和四十二年十月十二日の閣議了解でございます。

○川村清一君　行管のちょっと御意見を伺います
が、あるいはこれは行管のほうとしてはお答えで
きないかどうか知りませんが、この整備基金とい
うもの、これは四十七年三月三十一日で任務を終
わる、終わるからこれはなくなる。それで整備基
金の実態というものを御存じかどうかというこ
と。

私が言いますから、こういう実態なんだということを申し上げますから――。――「特殊法人」となつておる。そこで、しかればこの整備基金の実態はどうかという、整備基金は二億の出資金を持つてゐるわけです。この二億の出資金の中には、政府は一文も出してゐないわけです。政府は一文も出資してゐないわけです。そうしてその運営は自主的になされてゐるわけです。そうしてその基

金で働いている職員というのは、常勤職員が一人です。そうして女の人の職員が一人おる、二人です。こういうものなんです。これを廃止したところで、人間にすると二人なんです。それから政府が一文の出資もしないのです。これでもやはり特殊法人でしかうかぬ。また、これを廃止したことによって、どれだけの一体メリットがあるのかどうか。行管では、ぎょうぎょうしく廃止する法人の中に入れた。だから、なるほど一つの法人は整理された、こういうことになるかもしれないけれども、その法人の実態はいま申し上げたようなものなんです。これに対してどう考えるか。これもやはり特殊法人でしかうか。

るならば、これはけっこうな事です。百十四のこの特殊法人、そうしてぎょうぎょうしくいふ御説明あったように、臨時行政調査会の答申だとか、行政監理委員会の決定とかがあり、また閣議の了解を得てやられてきた結果はどうなっておるか。けさはど行政管理局のほうからいただいた資料で見ますという、なるほどいままで廃止された法人は十三ある。十三あるけれども、たとえば日本蚕糸事業団とか――、日本輪出生糸保管株式会社というのは昭和四十年に廃止されたけれども、それは日本蚕糸事業団という特殊法人になって生まれ変わってきておる。石油資源開発株式会社というのは昭和四十二年に廃止されたけれども、石

○説明員(古谷光司君) 実は、特殊法人特殊法人と、私をひっくり返してやばり政府部内で使われていることばでございますけれども、厳格なる特殊法人の定義というのはございません。正確に言いますならば、行政管理局設置法の第二条の四の二にこういう規定があるわけでございます。「特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人」これを称して実は特殊法人ということばを使っているわけでございます。中には認可法人というようなことばを使ひまして、ややただいま言った法人とは別な取り扱いをしているわけでございますけれども、言わんとするところは、特殊法人の定義というものが確立されていないということと、一つの問題点があるかと思ひます。

油開発公社というものに生まれ変わってきておる。それから愛知用水公社は、昭和四十三年に廃止されたけれども、水資源開発公社に統合されとったぐあいに、廃止されたものはみんな何らかの形で生き返ってきておって、そして完全に死んだものは何かと言うと、北海道地下資源開発株式会社、四十三年に、魚飼安定基金が四十三年に、郵便募金管理会が四十三年に、帝國鋳業開発株式会社が四十五年に廃止された。そうすると、この資料によると完全に廃止されたものは四つしかないんですよ。十三のうち四つしかない。あとは全部何かの形で生き返ってきている。これであんな行政規模がこれで縮小されたのかと言えるものではないでしょう。百十種の業種の中に、このような状態なんですから、そして私はこの委員会、昭和

それから廃止されたメリットいかに、実はこれは私、答弁能力ないのでございますが、要は、政府といたしましては、極力機構の抑制をはかっているということでございます。そういう職員が二人だとしても、やはり特殊法人の二の數には該当するものでございますので、今回、必要のないものは廃止をいたしまして、極力行政機構の規模の縮小をはかりたい、こういうことであります。

○川村清一君　行政規模の縮小、けっこうです。けっこうですけれども、これはいわゆる各省庁にわたって公平に、いわゆる適正に妥当にされてお

四十三年には魚価安定基金の葬式をやったわけです。きょうまた漁業協同組合整備基金の葬式をやらなくちゃならない。この委員会で私は二回葬式をやるわけです。だから全部にわたってやるならいいんですよ。だけれども弱い、いま申し上げた政府が一銭も出資もしていない、そして全く自主的に経営している、職員はたった二人しかない、こんなものを廃止してしまつて、そしてそれこそ總裁とか理事長が何十万といったような給料をもらつて、やめるときには何千万というような退職金をもらふようなそういうやつは、どんどんい

ばって生きていくわけでしょう。こんなあんな、全く吹けば飛ばすような、ごみみたいなものを廃止して、さもこれに廃止しまして、それで行政規模が適正になりますなんて、どの顔下げてそんなことが言えるかと私は言いたくない、実際のところ。そうすると、農林大臣、清いせんがね、ちよつとお尋ねします。農林省の、大臣が所管しておる、前には魚価安定基金をなくし、そして今度は漁業協同組合整備基金も葬式するということになるわけですが、いま申し上げましたように、まあ大臣は閣僚の中でも有力閣僚でございますから、この事態は百十種もあつて、そしてこれを整理するのは整理して、そして行政規模を適正化するということは大賛成なんです。ですけれども、いま廃止するという基金が、さつきから繰り返して言っていますが、政府が一銭も金を出してないんですよ。政府は何にも干渉してないんですよ。そして職員はわずか二人なんです。自主的に運営しているところの法人なんです。これもやはり特殊法人だということで廃止する、どうもこれは農林大臣として一意見があつてしかるべきじゃないか。閣議の席上あたりでひとつ演説をやつてもいい問題でないかと思うのですが、いかがですか、これは。

○国務大臣(赤城宗徳君) 実はいろいろの事情、御指摘を受けましたが、私も前に閣議で言まつていたものを引き継いじやつたようなわけで、それほど主張もしないでこまできてしまつたというところなんです。これからのいろいろ検討してみたいと思ひます。これじゃなく、こういう問題。しかし私は法人としては、特殊法人というものは何かできるだけ少なくしたいという方針には賛成でございますが、具体的に農林関係でまた出るような場合には、よく注意をしておつて、主張するものは主張していきたいと思ひます。

○川村清一君 まあ時間ですから、私は一言言つてやめますけれども、ほんとうはもっとも農林省と議論したいところがあるんですが、実は私は、この法律に対して非常に愛着を持っています。

るんですよ。一つの経緯があるんですよ。それをひとついまして、御承知だと思いますが、あえて申し上げたいのですが、この法律が生まれるまでの経緯なんです。実は言うまでもなく昭和二十四年に水協法が施行された、そこでやはり漁業協同組合がどんどんできていった、全国で三千組合以上も設立された。そしてこの新しい組合が旧漁業協同組合の財産を引き継いだ、赤字を背負った組合もたくさんある。そこで戦後のインフレーション、こういうふうなことから漁業協同組合というものの経営がきつて不振だ、赤字組合がどんどん出てきた。そこで、国では昭和二十六年に農林漁業組合再建整備法を施行したわけです。それで国がいろいろな政策をやつたけれども、良好な結果を得ることができなかったわけです。そこで今度は昭和二十八年に連合会に對しまして農林漁業協同組合連合会整備促進法という法律ができたわけです。それから三十一年には農林漁業協同組合における農林漁業協同組合整備特別措置法というものができた。そして技術的な整備をはかった。国がずいぶんこれに對しては国がめんどうを見ましたから、この組合というものが立て直り、整備ができてきたわけでありまして。

そこで、漁業協同組合は、たとえば農林漁業組合再建整備法であるとか、連合会については農林漁業協同組合連合会整備促進法がありますけれども、単協については、こういう法律がないから、何とかしてこの農林漁業協同組合整備特別措置法のよな法律をつくつていただいて、国の力添えによつて組合の再建をはかりたいというのを望んだわけでありまして、これが、昭和三十一年ごろからこういう運動が出てきた。当時北海道では、私は当時この北海道の議会の議員をやつておつたのでありますが、知事は社会党の田中知事でございましたが、道の条例をもつてこの制度を実施したんです。道がこの利子補給をすることによつてその不良赤字組合の再建にずいぶん努力いたしました。しかし、これは北海道だけの問題でないから、

何とかこれを国の制度をつくつて、国の制度化的なものにこの問題を全国的に解決しなければならぬということ、北海道が中心になつてこの運動を起したわけでありまして。たまたま昭和三十四年の二月に水協法施行十周年記念式があつて、記念の全国漁協大会があつて、この決議を契機に法制化運動というものが全国的に巻き起こつたんです。そこで私も北海道から上京してきて、水産庁あたりにもぜひひとつこれを法制化してくれと、北海道でいま条例でやつていられるけれども、これは道だけの問題ではないんだし、道の、地方自治体の力には限度があるから、何とか国の力添えによつてやつていただきたいということで運動をやつたわけです。陳情にも私は来たわけですが、これを受けて社会党が漁協整備特別措置法という法案をつくつて、これを国会に提出したわけなんです。これは農協整備法である農協整備特別措置法と同じ思想で、同じ仕組みでつくられて、国が利子補給を行なうというふうな仕組みになつておつた。これが国会に提出したものですから、水産庁も本腰になつてこの法制化のために努力すると、準備に入つたわけでありまして。

で、水産庁が初め考へておつた考え方は、やはり農協整備特別措置法や農林漁業組合連合会整備促進法と同じ制度、やはり国の力添えでもつてこの問題を解決しようという、そういう思想であつたわけでありまして。ところが、この法律をつくり、政府が提案をすることになりましたからだんだんその思想が変わつてまいりました。漁業協同組合整備基金という特殊法人をつくつて、そうしてこれが利子補給の補給金の交付業務をするというものがつくられて国会に出てきた、こういうことではあります。これが昭和三十五年四月二十七日に公布されて、三十五年の六月十五日から施行されてきた。そして、この基金の期間というものは、先ほど言われましたように、昭和四十二年の三月三十一日までの期限立法、整備基金については、こういうふうな形になつて生まれてきているわけでは

す。これが国会の中でいろいろ議論されております。当時の参議院の、私は会議員なんか調べてみましたら、参議院の農林水産委員の委員長は堀本先生、現堀本委員であります。その当時、水産庁の漁政部長はやはり参議員になつて、林田悠紀夫議員であります。同僚議員であります。この方が政府代表となつていろいろ答弁されている。そして、この法律が生まれるまで、この基金が生れるまで、私どもは北海道のものとしてこの運動の中心になつて努力したし、私自身も東京に来て何回も陳情したと、こういう経過があるわけですから、この法律をいま廃止するということがなりますと、やはり何となく愛着を感じておられるんです。そこで、任務は全部終わったというふうな言いんですが、任務が終つたということはどういふことかという、もう新組合はありません、赤字組合はありません、こういうことであれば、赤字組合はいでしやう。次に、この法律を制定するこの会議録をずっと読んでみますと、当時政府はどういうことを言つておつたか。この漁業協同組合のやはり指導というものがあつて、指導機関としては中央会というものがあつて、指導機関として、この農業における中央会的なものにひとつこの基金が脱皮した形において、これを、こういうものに肩がわりさせてつくるんだ、そういうことが必要なんだ、というふうなことを政府委員ははっきり答弁している。これは、記録に残っているわけですが、ところが、現在これを廃止するというについては、中央会のようなそういうような指導機関も何もないわけでは、一体そういう指導はどがやるかという、これは農漁連や全漁連がやっておる。しかし、漁連はこれは指導というもの、任務を持つていられるかもしれないけれども、本来の任務はこれは経済団体ですから、経済的な仕事を一生懸命やるわけですね。したがつて、一体農漁連や全漁連にまかしてだけいいのかどうか、中央会的な指導機関は必要でないのかどうか。漁業協同組合を、今後の漁業についての展望などを見るときに、やはりもっとも

請願番号	件名	件数
第八号	国産材の振興対策等に 関する請願	外三件
第九号	山村開発次期対策の早 期実現に関する請願	外一件
第一一号	農林年金(農林漁業団 体職員共済組合)制度 改善に関する請願	外二件
第一六号	国内林業の抜本的振興 対策に関する請願	
第一七号	さけ、ますはえなわ漁 業の転換に関する請願	
第一九号	米の検査規格五等米の 存続に関する請願	
第二〇号	国際海洋法の制定促進 に関する請願	
第四八号	家畜共済制度の改正に 関する請願	
第七一号	農林年金制度改善に関 する請願	外五件

農林水産委員会付託請願中採択一覽表(四八件)

〔参照〕

昭和三十六年度農作物の冷害による減収対策に關する請願外三件の請願は保留することに意見の一致を見ました。

つきましては、理事会の審査のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋雄之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋雄之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二分散会

請願番号	件名	件数
第一二七号	中小漁業経営改善資金対象範囲の拡大に関する請願	
第一三八号	特別被害米（黒しよく米）発生防止対策等に関する請願	外九件
第四〇四号	外国産生糸の輸入規制に関する請願	外一件
第二二三号	加工原料乳の保証価格引上げに関する請願	外二件
第二二七号	「林業振興に関する決議」の早期実施に関する請願	外二件
第二三五号	てん菜の最低生産者価格引上げに関する請願	外一件
第一四一七号	農政の基本方向確立に関する請願	
第一四一九号	林業災害補償法（仮称）の制定促進に関する請願	
第一四二〇号	森林法の改正促進に関する請願	
第一四二二号	ソ連漁船団の操業水域の調整及び被害補償等の措置に関する請願	
第一四三〇号	北上山系総合開発事業の実施促進のための特別法制定に関する請願	
第一四五二号	森林組合（単独）法及び森林災害補償法の制定に関する請願	
第一四五七号	昭和四十七年産生産者米価値上げに関する請願	

五月二十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、中国産輸入羊腸消毒免除に関する請願（第一九〇四号）

第一九〇四号 昭和四十七年五月十三日受理
中国産輸入羊腸消毒免除に関する請願

請願者 東京都中央区八丁堀一ノ六ノ一和
光交易株式会社代表取締役 国分勝
範外十四名
紹介議員 森中 守義君

中国産羊腸輸入促進のため、一日も早く輸入時における消毒免除化を政府当局に要請されたい。

理由

一、中国産羊腸の輸入に対し、政府は、中国が口てい疫の汚染地域であるかのごとく事実に対する理由に基づき、輸入港において輸入貨物に対する全面消毒を行ない、この処置なしには通関不能とする極めて差別的措置を講じているが、中国での家畜衛生管理は極めて良好であり、そのことは、わが国斯界の権威者の三回にわたる現地調査の結果によっても、また、毎月中華人民共和国農業部から送られてくる家畜伝染病発生月報においても証明され、農林省が危うなごとき家畜伝染病口てい疫は一九六二年以降完全に撲滅されていることが解明されている。

二、以上のごとく、中国羊腸の全面消毒はまったく不必要であるばかりでなく消毒は、かえって品質の低下を招き人件費等多大な費用を要し、わが国食肉加工業界の健全な発達を阻害し物価高騰を助勢する。

三、中国産羊腸輸入上の諸障害を除去し、輸入の促進を図ることは、日中友好関係を増進し国交正常化への国策にも沿うことである。

昭和四十七年六月六日印刷

昭和四十七年六月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局